

令和 5 年度実施施策に関する事後評価書（案）
（通常評価対象施策）

施策名	目 標 1－1 地球温暖化対策の計画的な推進による脱炭素社会づくり										担当部局名	地球環境局 脱炭素社会移行推進室 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 フロン対策室 低炭素物流推進室 脱炭素ライフスタイル推進室 脱炭素ビジネス推進室			
施策の概要	地球温暖化対策計画に基づき、中期削減目標の達成に向けて対策・施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、長期目標やパリ協定等を踏まえ、社会経済構造の転換を推進しつつ、長期的・戦略的な取組を進める。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和 6年 8月	
達成すべき目標	2030 年度の新たな温室効果ガス削減目標として、2013 年度から46％削減することを目指し、さらに50％の高みに向けて挑戦を続け、2050年までのカーボンニュートラルの実現を目指す。										政策体系上の位置付け	1. 地球温暖化対策の推進			
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	・第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) ・地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月7日閣議決定) ・経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定) ・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(令和3年10月22日閣議決定) ・日本のNDC(国が決定する貢献)(令和3年10月22日閣議決定)														
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成	
					年度ごとの実績値										
		基準年度		目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度				
1 温室効果ガス 排出量・吸収 量(CO2換算ト ン)	14億700万	H25年度	7億6,000 万	R12年度	－ 10億9,000万	－ 11億1,000万	－ 10億8,500万	－ －	－ －	－ －	－ －	地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)に基づく。	－		
2 エネルギー起 源二酸化炭素 の排出量 (CO2換算ト ン)	12億3,500万	H25年度	6億7,700 万	R12年度	－ 9億6,800万	－ 9億8,700万	－ 9億6,400万	－ －	－ －	－ －	－ －	同上	－		
3 非エネルギー 起源二酸化炭 素、メタン及び 一酸化二窒素 の排出量 (CO2換算ト ン)	1億3,480万	H25年度	1億1,450 万	R12年度	－ 1億2,260万	－ 1億2,460万	－ 1億1,980万	－ －	－ －	－ －	－ －	同上	－		
4 代替フロン等 4ガスの排出 量(CO2換算ト ン)	3,720万	H25年度	2,180万	R12年度	－ 5,190万	－ 5,240万	－ 5,170万	－ －	－ －	－ －	－ －	同上	－		
5 吸収源活動に より確保した 温室効果ガス の吸収量 (CO2換算ト ン)	－	－	約4,770万	R12年度 (R2年度)	約4,690万 5,210万	－ 5,360万	－ 5,020万	－ －	－ －	－ －	－ －	同上	－		
6 「COOL CHOICE」賛同 者数 (個人)	－	－	－	－	600万 1,347万	1,467万 1,398万	1,518万 1,438万	－ 1,467万	－ －	－ －	－ －	同上	△		
7 「COOL CHOICE」賛同 事業所数 (団体、企業、 自治体)	－	－	－	－	40万 36.4万	44万 41.7万	52万 43.7万	－ 45.7万	－ －	－ －	－ －	同上	△		

達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1) 地球温暖化対策推進法施行推進経費 (平成10年度)	1	001	(5) 家庭部門のCO2排出実態統計調査事業 (平成25年度)	1.2	007	(9) CCUS早期社会実装のための環境調和の確保及び脱炭素・循環型社会モデル構築事業(一部経済産業省連携事業) (平成26年度)	1.2	013	(13) 脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業(農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業) (平成29年度)	1.2.4	019	(17) 脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業(一部総務省・経済産業省・国土交通省連携事業) (令和元年度)	1.2	025
(2) 脱炭素社会実現に向けた国際研究調査事業 (平成26年度)	1.2	002	(6) プラスチック資源・金属資源等の脱炭素型有効活用設備等導入促進事業のうち、「リサイクル困難廃プラの石炭等エネルギー代替利用設備導入事業」	1.2	009	(10) 脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業(一部経済産業省・国土交通省連携事業) (平成27年度)	1.2	015	(14) カーボンプライシング可能性調査事業 (平成29年度)	1.2	020	(18) 温室効果ガス排出に関するデジタルガバメント構築事業 (令和元年度)	1.2	026
(3) 廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業 (平成24年度)	1.2	004	(7) ライフスタイルの变革による脱炭素社会の構築事業等	1.2	011	(11) 森林等の吸収源対策に関する国内基盤整備事業費 (平成11年度)	1.5	016	(15) 再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報提供システム整備事業 (平成30年度)	1.2	023	(19) 環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(国土交通省・経済産業省連携事業) (令和元年度)	1.2	027
(4) 環境金融の拡大に向けた利子補給事業 (平成25年度)	1.2	005	(8) エネルギー起源CO2排出削減技術評価・検証事業費 (平成25年度)	1.2	012	(12) 建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業(一部経済産業省・国土交通省・厚生労働省連携事業) (平成28年度)	1.2	017	(16) 脱炭素社会の実現に向けた取組・施策等に関する情報発信事業 (平成30年度)	1.2	024	(20) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた温室効果ガス排出量管理・中長期的排出削減対策検討等調査費	1.2,3,4,5	032

達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(21)革新的な省CO2実現のための部材や素材の社会実装・普及展開加速化事業（令和2年度）	1.2	034	(25)革新的な省CO2型感染症対策技術等の実用化加速のための実証事業（令和2年度）	1.2	039	(29)地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業（令和2年度）	1.2	047	(33)脱炭素社会の構築に向けたESGリリース促進事業（令和3年度）	1.2	052	(37)食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業（令和3年度）	1.2	056
(22)浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業（令和2年度）	1.2	035	(26)事業全体のマネジメント・サイクル体制確立事業（令和2年度）	1.2	041	(30)「脱炭素×復興まちづくり」推進事業（令和3年度）	1.2	048	(34)離島における再エネ主力化・レジリエンス強化実証事業（令和3年度）	1.2	053	(38)住宅のZEH・省CO2化促進事業	1.2	057
(23)バッテリー交換式EVとバッテリーステーション活用による地域貢献型脱炭素物流等構築事業（一部経済産業省連携事業）（令和2年度）	1.2	036	(27)社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業（国土交通省連携事業）（令和2年度）	1.2	042	(31)ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業（令和3年度）	1.2,3,4,5	049	(35)グリーンリカバリーの実現に向けた中小企業等のCO2削減比例型設備導入支援事業	1.2	054	(39)廃棄物処理×脱炭素化によるマルチベネフィット達成促進事業（令和2年度）	1.2	058
(24)低炭素型ディーゼルトラック等普及加速化事業（国土交通省連携事業）（令和2年度）	1.2	037	(28)地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業（令和2年度）	1.2	046	(32)工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（令和3年度）	1.2	050	(36)再エネ×電動車の同時導入による脱炭素型カーシェア・防災拠点化促進事業	1.2	055	(40)空港・港湾・海事分野における脱炭素化促進事業	1.2	058

達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(41)民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（令和2年度）	1.2	059	(45)浄化槽システムの脱炭素化推進事業	1.2	063	(49)ESG金融実践促進事業（令和4年度）	1.2	067	(53)プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業	1.2	071	(57)商用車の電動化促進事業（経済産業省、国土交通省連携事業）	1.2	075
(42)地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（令和4年度）	1.2	060	(46)地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業（一部国土交通省、農林水産省連携事業）	1.2	064	(50)断熱窓への改修促進等による家庭部門の省エネ・省CO2加速化支援事業（経済産業省・国土交通省連携事業）（令和4年度）	1.2	068	(54)脱炭素型循環経済システム構築促進事業	1.2	072	(58)温室効果ガス関連情報基盤整備事業（平成16年度）	1.2	076
(43)地域共生型地熱利活用に向けた方策等検討事業	1.2	061	(47)地域資源循環を通じた脱炭素化に向けた革新的触媒技術の開発・実証事業（文部科学省連携事業）	1.2	065	(51)サプライチェーン全体での企業の脱炭素経営普及・高度化事業	1.2	069	(55)コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業	1,2,4	073	(59)自動車リサイクルにおける再生材利用拡大に向けた産官学連携推進事業（令和5年度）	1,2,3	207
(44)洋上風力発電の導入促進に向けた環境保全手法の最適化実証等事業	1.5	062	(48)潮流発電による地域の脱炭素化モデル構築事業	1.2	066	(52)グリーンファイナンス拡大に向けた市場基盤整備支援事業（令和5年度）	1.2	070	(56)特定地域脱炭素移行加速化交付金	1.2	074	(60)業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（令和5年度）	1.2	208

評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり
		(判断根拠)	【温室効果ガスの排出状況】 ○令和4年度の我が国の温室効果ガス排出量及び森林等の吸収源対策による吸収量の合計は、10 億 8,500 万トンで、平成25年度の排出量比22.9%減となった。温室効果ガス排出・吸収量は令和3年度比2.3%減となった。排出・吸収量が令和3年度と比べて 減少した要因としては、発電電力量の減少及び鉄鋼業における生産量の減少等によるエネルギー消費量の減少等が挙げられる。 【代替フロン等4ガスの排出抑制】 ○代替フロン等4ガスの排出量は令和3年比で1.4%減となった。これは、オゾン層保護法に基づく生産量・消費量の規制、フロン排出抑制法に基づく低GWP（地球温暖化係数）冷媒への転換推進、機器使用時・廃棄時の排出対策等による効果と考えられる。 【吸収源による温室効果ガスの排出抑制】 ○令和12年度は森林吸収源対策で約3,800万t-CO2、他吸収源とあわせて計約4,770万t-CO2の確保を目標としている。 ○令和4年度の吸収量の数値は約5,020万トンとなった。今後も森林の高齢化により単位面積当たりの吸収量が減少していく可能性に注意しつつ、新たな吸収源の評価など実態に即した評価が必要。
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	【温室効果ガスの排出状況】 ○令和3年10月22日に閣議決定した「地球温暖化対策計画」に基づき、令和12年度目標達成に向けて、徹底した省エネルギーや再生可能エネルギーの最大限の導入、公共部門や地域の脱炭素化など、あらゆる分野で、でき得限りの取組を進めている。 ○令和3年10月22日に閣議決定した「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」に基づき、令和32年度カーボンニュートラルの実現に向けて、国内の大幅削減を目指すとともに、世界全体の排出削減に最大限貢献し、経済成長を実現するべく、施策を推進している。 ○パリ協定を踏まえ、令和3年10月に「日本のNDC(国が決定する貢献)」を地球温暖化対策推進本部決定し、国連に提出した。 【代替フロン等ガスの排出抑制】 ○業務用冷凍空調機器からのフロン類の廃棄時回収率が4割程度で横ばいの状況を踏まえ、機器ユーザーの廃棄時のフロン類引渡義務違反に対して、直接罰を導入するなど、関係事業者の相互連携により機器廃棄時にフロン類の回収作業が確実に行われる仕組みを担保した、改正フロン排出抑制法を令和2年4月1日に施行した。 ○改正フロン排出抑制法の周知徹底を地方自治体や機器管理者等、様々なステークホルダーに対して実施し、フロン類の回収率の向上及び排出量の削減に努めた。令和4年度は機器管理者や解体業者等に対する改正法の説明会開催に加え、新たに取りまとめた冷媒回収技術に係るガイドブックの普及等により法の周知徹底に努めた。特に、自治体のフロン排出抑制法施行体制の強化・向上及び適正施行のため、自治体向け説明会等を開催するなど能力向上を図るよう努めた。 【吸収源による温室効果ガスの排出抑制】 ○令和3年10月22日に閣議決定した「地球温暖化対策計画」に基づき、吸収源対策を推進している。 ○吸収量の目標達成には森林経営活動そのものを行う必要があるところ(森林経営活動は林野庁の所管)、関係省庁と連携しつつ、森林吸収源対策の推進 に向けて、林業活動を通じた間伐、再造林などの適切な森林整備等を推進している。また、新たな吸収源として国内外で注目されているブルーカーボンにおいては、令和6年4月に我が国が国連に提出した温室効果ガスインベントリで、世界で初めて海草藻場及び海藻藻場における吸収量を合わせて算定・報告した。 【国民への普及啓発】 ○令和4年10月に発足した脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動について、令和5年7月に愛称を「デコ活」に決定、同年8月にロゴマーク、メッセージ、デコ活アクション、デコ活宣言等の情報を発信、令和6年2月に「くらしの10年ロードマップ」を策定した。 ○デコ活応援団(官民連携協議会)では、国・自治体・企業・団体・消費者との連携による足並みやタイミングをそろえた取組・キャンペーンの展開等を実施。発足時313者だった協議会員数も、令和6年3月末時点で約1,200者以上の参画を得ている。 ○令和元年度における家庭部門のエネルギー起源CO2排出量は平成25年度比23.3%の削減となっているほか、「家庭部門のCO2排出実態統計調査(平成31年度)」によれば、冷蔵庫の最新機器への買換えや白熱電球・蛍光灯からLED照明への買換えが進んでいることが報告されており、また、住宅のZEH化や断熱リフォーム等、家庭において取り組むことができる行動の具体的な選択肢を「デコ活」の一環として呼びかけているところであり、「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業 調査発表会 2021」によれば、新築戸建住宅における供給戸数は平成28年度比78.9%増加していることから、家庭部門における取組は着実に進展して家庭部門における取組は着実に進展している。
次期目標等への反映の方向性	【施策】 【代替フロン等ガスの排出抑制】 ＜施策＞ ○フロン類について、脱フロン化の推進、使用時漏えい対策、廃棄時回収率向上等の総合的なフロン排出抑制対策を推進する。 ○新しい地球温暖化対策計画に定める目標及び2050年カーボンニュートラル達成に向け、改正フロン排出抑制法の適切な施行に加え、フロン類のライフサイクル全体における抜本的な対策の検討を進める。 ＜測定指標＞ ○変更の必要なし。 【吸収源対策】 ＜施策＞ ○パリ協定下においても、引き続き条約事務局に対し我が国における吸収量を報告し、算定方法の信頼性を向上させるための必要なデータの収集や検討、改善を行うとともに、関係省庁と連携し、ブルーカーボンなど新たな吸収源について必要な知見の集積を進め、適切な評価が可能になった吸収源から吸収量の計算を進める。 ○また、令和元年5月に公表されたIPCCインベントリ方法論報告書の改良への対応も含め、吸収源分野のインベントリ(温室効果ガス吸排出量の目録)に関する対応の検討を行う。 ○さらに、パリ協定の実施ルールの構築に我が国の意見を反映できるよう、国際交渉における論点の整理・分析を行う。 ＜測定指標＞ ○変更の必要なし。 【国民への普及啓発】 ＜施策＞ ○デコ活を推進するプラットフォームであるデコ活応援団(官民連携協議会)を中心に、国のみならず、企業・自治体・団体等と連携しながら、普及啓発キャンペーン・社会実装プロジェクトを展開し、国民・消費者の豊かな暮らし創りを後押しすることで、ライフスタイル変革と併せて新たな消費・行動の喚起と「新しい豊かな暮らしを支える」製品・サービスの需要創出を推進し、家庭部門での温室効果ガス排出量66%削減を目指す。 ＜測定指標＞ ○デコ活応援団(官民連携協議会)の参画者数を政策評価指標の目標とすることについての検討を進めていく。		

	学識経験を有する者の知見の活用	○中央環境審議会地球環境部会地球温暖化対策計画フォローアップ専門委員会において地球温暖化対策計画の各対策・施策の進捗状況の点検に加えて、温室効果ガス排出量等の要因分析手法の専門的・技術的な検討や目標達成に向けた定量的な分析の在り方についての議論を行った。 ○フロン排出抑制法の使用時漏えい対策の施行状況といった平成25年改正事項に係る評価・検討のため、中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会(合同会議)を開催し、報告書を取りまとめ、公表した。	SDGs目標との関係	【主な目標】 中期削減目標の達成に向けて地球温暖化対策計画に基づき対策・施策を推進し、我が国の温室効果ガス排出量は減少しているという観点で、目標13番「気候変動に具体的な対策」の達成に貢献した。
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—		【副次的効果が期待される目標】 地球温暖化対策計画に基づき、環境省だけではなく関係省庁と連携して気候変動対策を総合的及び計画的に推進しているという観点で、目標7番「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、9番「働きがいの経済成長も」、11番「住み続けられるまちづくりを」、14番「海の豊かさを守ろう」、15「緑の豊かさを守ろう」の達成に貢献した。

達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1)	気候変動枠組条約等拠出金 (平成16年度)	2	029	(5)	脱炭素移行支援に向けた二国間クレジット制度(JCM)促進事業 (平成16年度)	1,2	077	(9)	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)評価報告書作成支援事業 (平成18年度)	3	0183	(13)	—	—	—	(17)	—	—	—
(2)	パリ協定の実施に向けた検討経費 (平成19年度)	2	030	(6)	脱炭素移行支援関連拠出・分担金	1,2	79	(10)	—	—	—	(14)	—	—	—	(18)	—	—	—
(3)	温室効果ガス観測技術衛星等による排出量検証に向けた技術高度化事業 (平成26年度)	2	31	(7)	排出・吸収量世界標準算定方式確立事業拠出金等 (平成9年度)	3	81	(11)	—	—	—	(15)	—	—	—	(19)	—	—	—
(4)	アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備事業	1, 2	59	(8)	二国間クレジット制度(JCM)資金支援事業(国際メタン等排出削減拠出金) (令和4年度)	—	089	(12)	—	—	—	(16)	—	—	—	(20)	—	—	—

評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり																
		(判断根拠)	【二国間クレジット制度(JCM)等を通じた累積の国際的な排出削減・吸収量】 ○目標年度までに目標値を達成できるよう、官民連携を強化・拡充し、引き続きJCMの拡大を図る。 【パリ協定やIPCCへの貢献、各国への連携、支援の進展状況】 ○COP28に向けた気候変動交渉を通じて、令和5年度は日本から計14件の正式なサブミッションを提出した。 ○途上国における測定、報告、検証の実施に対して適切な支援を行い、パリ協定の実施に向けて貢献した。 ○IPCC第7次評価報告書サイクルが開始され、IPCC共同議長と関連する会合に日本の専門家が選出された。今後の国際交渉に活かすためIPCC報告書等の知見の周知を行った。また、IPCCの活動を拠出金により支援した。 ○温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)及び「いぶき2号」(GOSAT-2)による15年にわたる継続観測によって得られた観測データは、多数の学術論文に用いられており、令和5年度までに累計で689本の論文が発表された。 ○環境省の支援の下、モンゴル国政府は2023年11月に自国のBUR2の中で、GOSATに基づく排出量推定値と自国の統計値に基づく排出量推計とが素晴らしく一致する旨をUNFCCCに報告した。また当該排出量推計技術の国際展開を図り、令和5年度までに中央アジアの3か国において協定の締結を行った。 ○データが広く用いられるよう、衛星から観測したGHG濃度データを利活用することへ向けたガイドブックを作成し、公表した。																
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	○令和6年3月末時点で257件のJCM資金支援事業及び民間JCMを実施しており、うち82件がJCMプロジェクトとして登録済みである。 ○令和6年3月末時点で、101件の方法論が承認された。また、11か国41件のプロジェクトからJCMクレジットが発行された。																	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 具体的な排出削減・吸収プロジェクトの更なる実施に向けて、MRV方法論の開発を含む制度の適切な運用、都市間連携の活用を含む途上国におけるプロジェクトの組成や実現可能性の調査、本制度の活用を促進していくための国内制度の適切な運用、アジア開発銀行(ADB)との連携も含めた更なるプロジェクト形成のための支援等を行う。 また、COP26においてパリ協定6条(市場メカニズム)ルールの大枠が合意されたことを受け、6条交渉を主導してきた我が国として、(1)JCMパートナー国の拡大、国際機関と連携した案件形成・実施の強化、(2)民間資金を中心としたJCMの拡大、(3)市場メカニズムの世界的拡大への貢献を通じて、JCMの拡充や市場メカニズムの迅速な実施等に積極的に取り組む。 【測定指標】 変更の必要なし。																	

	学識経験を有する者の知見の活用	○専門家によるGOSAT/GOSAT-2サイエンスチーム会合での議論をGOSAT/GOSAT-2の温室効果ガス濃度算出アルゴリズムの高度化、校正、検証に反映させており、継続的にデータ品質の向上が図られている。 ○有識者会合での議論をGOSATシリーズの排出量推計技術の向上に反映させている。	SDGs目標との関係	【主な目標】 JCMの枠組みのもと、優れた脱炭素技術をパートナー国に普及していくことを通じて世界の脱炭素化に貢献した。これらにより、目標13番「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献できた。加えてJCMはパートナー国の持続可能な開発への貢献も目的としており、JCM設備補助事業においては、ジェンダーガイドラインや人権デューデリジェンスプロセスの導入等により、ジェンダー平等の実現や人権配慮への実現にも寄与した。これらにより目標5番「ジェンダー平等を実現しよう」、目標10番「人や国の不平等をなくそう」に貢献した。
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	地球温暖化対策計画・約束草案・海外展開戦略（環境）		【副次的効果が期待される目標】 JCMの案件の中には、脱炭素技術の導入だけでなく、コベネフィットが期待される事業を採択した。具体的には、太陽光発電の導入を通じて災害に強靱なクリーンエネルギー創出に貢献に寄与した。これにより、目標7番「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」に貢献した。その他、脱炭素技術等の導入を通して、パートナー国や地域住民のキャパシティビルデングが進み、かつ新たな雇用機会の創出に貢献した。その結果、目標1番「貧困をなくそう」、目標4番「質の高い教育をみんなに」、目標8番「働きがいも経済成長も」、目標9番「産業と技術革新の基盤を作ろう」、目標10番「人や国の不平等をなくそう」、目標11番「住み続けられるまちづくりを」に貢献した。

施策名	目標 1－3 気候変動の影響への適応策の推進										担当部局名	地球環境局 気候変動科学・適応室		
施策の概要	気候変動適応法(平成30年法律第50号。以下「法」という。)及び気候変動適応計画(令和3年10月22日閣議決定、令和5年5月30日一部変更 閣議決定)に基づき、関係省庁と連携しながら施策を推進するとともに、観測・監視や予測を行い気候変動影響評価を実施し、施策の進捗状況を把握し、必要に応じ見直すという順応的なアプローチによる適応を進める。また、日本国内に限らず、適応にかかる国際協力・貢献の推進も実施する。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和 6年 8月
達成すべき目標	気候変動影響による被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図る気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。										政策体系上の位置付け	1. 地球温暖化対策の推進		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) ・気候変動適応法(平成30年法律第50号) ・気候変動適応計画(令和3年10月22日閣議決定、令和5年5月30日一部変更 閣議決定) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版・成長戦略等のフォローアップ(令和5年6月16日閣議決定) ・経済財政運営と改革の基本方針2023(令和5年6月16日閣議決定) ・気候変動影響評価報告書(令和2年12月公表)													
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成	
	基準年度		目標年度		年度ごとの実績値									
					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度			
1	気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画を策定した都道府県・政令指定都市数	－	－	67	R5年度	－	－	－	67	－	－	－	法第12条において、都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画(その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画という。)を策定するよう努めるものとすると規定されているため。また、法附則第5条「適応法の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」に則って、目標年度を5年後の令和5年度とした。	○
2	気候変動適応法第13条に基づく地域気候変動適応センターを確保した都道府県数	－	－	47	R5年度	－	－	－	47	－	－	－	法第13条において、都道府県及び市町村は、その区域における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点(地域気候変動適応センター)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとすると規定されているため。また、法附則第5条「適応法の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」に則って、目標年度を5年後の令和5年度とした。	△
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標)							測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	達成	
	基準年度		目標年度		施策の進捗状況(実績)									
					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度			
3	気候変動影響評価報告書の作成と、気候変動適応計画の策定・見直し	－	－	気候変動適応計画の改定	R8年度	適応法に基づく気候変動影響評価報告書の作成	気候変動適応計画の策定	次期気候変動影響評価報告書作成に向けた情報収集の開始	次期気候変動影響評価報告書作成に向けた情報収集	気候変動影響評価報告書の素案作成	適応法に基づく気候変動影響評価報告書の作成	気候変動適応計画の改定	法第7条において、政府は気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、気候変動適応に関する計画を定めなければならないものと規定されている。また、法第10条において、環境大臣は、おおむね5年ごとに、中央環境審議会の意見を聴いて、気候変動影響の総合的な評価についての報告書を作成しなければならないものとされている。そして、法第8条において、気候変動適応計画は、最新の当該報告書等を勘案して見直していくこととされているため。	○
4	気候変動影響評価・適応計画策定の協力プロジェクトを行った国の数	2	平成26年度	15	R5年度	12	13	14	15	－	－	－	法第27条において、政府は気候変動等に関する情報の国際間における共有体制を整備するとともに、開発途上地域に対する気候変動適応に関する技術協力その他の国際協力を推進するよう努めるものと規定されている。また気候変動適応計画(令和3年10月22日閣議決定)において、開発途上国への支援は基本戦略の一つとして定められており、アジア太平洋地域の脆弱国において適応計画策定や人材育成に貢献することとしているため。	○
						11	11	12	16	－	－	－		

達成手段 （開始年度）			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 （開始年度）	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 （開始年度）	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 （開始年度）	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号						
(1)	気候変動影響評価・適応推進事業 （平成18年度）	1,2,3,4	0033	(5)	－	－	－	(9)	－	－	－	(13)	－	－	－	(17)	－	－	－
(2)	－	－	－	(6)	－	－	－	(10)	－	－	－	(14)	－	－	－	(18)	－	－	－
(3)	－	－	－	(7)	－	－	－	(11)	－	－	－	(15)	－	－	－	(19)	－	－	－
(4)	－	－	－	(8)	－	－	－	(12)	－	－	－	(16)	－	－	－	(20)	－	－	－

評価結果	目標達成度の測定結果	（各行政機関共通区分） ③相当程度進展あり																
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	（判断根拠） 【気候変動影響評価及び適応計画進捗把握】 気候変動適応法に定められた気候変動影響評価の実施及び気候変動適応計画の進捗の把握のために以下の取組を行った。 ○令和2年12月に公表した気候変動影響評価報告書を踏まえ、令和3年10月に気候変動適応計画を改定し、短期的な施策の進捗管理として、分野別施策及び基盤的施策に関するKPIを設定した。 ○令和7年に公表を予定している次期気候変動影響評価に向けた方針を検討するとともに、科学的知見の情報収集を行った。 ○気候変動適応計画の実施による気候変動適応の進展の状況をよりの確に把握し、及び評価する手法を確立するため、「令和5年度気候変動影響評価等に関する調査・検討等業務」を実施し、様々な分野の学識経験者らからなる気候変動適応策のPDCA手法検討委員会を開催した。 【地域における適応の推進】 ○地方自治体の地域気候変動適応計画の策定及び地域気候変動適応センターの確保を支援するため、以下の取組を行ったほか、情報提供等を行った。結果、4県が地域気候変動適応センターを確保した。 ○地域で活動する市民等と連携して地域の気候変動影響に関する情報を収集する「令和5年度国民参加による気候変動情報収集・分析事業」を実施し、北海道、福島県、埼玉県、長野県、富山県、京都府・京都市、香川県、長崎県、大分県の9道府県1市の地域気候変動適応センターが参加した。 ○気候変動適応法第14条に基づく「気候変動適応広域協議会(全国7ブロック)」において、地域の気候変動影響等に関する分科会活動等を通じて、地域の関係者が連携して実施する適応策等について意見交換を行った。 気候変動適応法第27条にあるとおり、開発途上国に対する気候変動適応に関する技術協力を推進するため、以下の取組を実施した。 ○令和5年度は16か国(平成27年度からの累積数)において、各国政府関係者と協議し、当該国内の適応計画に関する政策の遂行(ニーズ調査、適応計画策定、影響評価、適応事業化、モニタリング等)に係る技術協力を通じて気候資金調達支援を実施した。 ○「アジア太平洋適応情報プラットフォーム(AP-PLAT)」を活用し、アジア太平洋地域の国々への情報提供と人材育成を行った。特に、気候変動データベースの作成(国立環境研究所との協同)とバングラデシュ行政官に対して複合連鎖災害ガイドブックを作成し、掲載している。																
		○気候変動適応計画に基づき実施した施策について、施策の進捗状況を把握し、必要に応じ見直すという順応的なアプローチが必要と考えられる。 ○科学的な適応策の推進に向けて、研究機関との連携を図る必要がある。 ○継続的なフォローアップを着実に実施する必要がある。 ○第2次気候変動影響評価報告書をもとにさらなる知見の収集を進めるとともに、気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)等の情報基盤の整備を行い、国民の理解促進、民間事業者や地域における適応の取組を引き続き促進していく必要がある。 ○地域における気候変動影響に適切に対処するため、地方公共団体の区域を越えた広域連携による適応を促進する必要がある。 ○国際二国間協力事業は国別適応計画(NAP: National adaptation plan)プロセス実施を主導する適応人材の能力強化を推進し、資金調達を途上国主導で達成させる必要がある。 ○SDGsのターゲット13.1(全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。)の達成に向け、適応に特徴的である気候変動に脆弱な国並びに「地方」における喫緊な政策課題について取り組みを促進する必要がある。																

	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ○関係省庁と連携しながら施策を推進するとともに、気候変動影響の評価の結果や気候変動適応計画の進捗管理と見直しを行う順応的なアプローチにより適応を進める。 ○気候変動適応の進展の状況を的確に把握し、評価する手法の開発を進める。 ○適応施策を関連する研究機関との連携を図りながら推進する。 ○地方公共団体の区域を越えた広域の気候変動影響等に対する適応策の検討を行うとともに、関係者の連携体制を強化する。 ○広域協議会や気候変動適応全国大会を通じた情報共有、適応e-ラーニングや各種ガイド、マニュアル等の活用促進を通じて、地方公共団体における地域気候変動適応計画の策定及び効果的な適応策の実施を促す。 ○国際二国間協力事業成果を周辺国に展開する。 ○AP-PLATを通じた適応人材能力強化を実施する。 ○平成30年6月に成立し、12月に施行された気候変動適応法(平成30年法律第50号)について、気候変動に伴い豪雨や酷暑等の異常気象のリスクがさらに高まることが懸念されることから、こうした気候変動影響に対し、同法に基づく適応策を強力に推進する必要がある。 ○各国の地方の情報を的確に収集し、地方が主導する適応策の実施を推進する。 【測定指標】 ○変更の必要なし。	
学識経験を有する者の知見の活用	○中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価・適応小委員会において、気候変動適応法施行後5年の施行状況の検討を行った。 ○令和7年度に公表予定の次期気候変動影響評価に向けた方針の検討、科学的知見の収集の検討・実施のため、各分野の学識経験者で構成する「気候変動の影響に関する分野別ワーキンググループ」において、助言を受けた。 ○気候変動適応広域協議会では、地域の適応課題に応じた有識者をアドバイザーとして招聘し、気候変動影響に関する調査及び地域の関係者の連携による適応策、地域における適応の推進に係る助言がなされた。 ○気候変動適応計画の進捗状況の把握を行うための指標の検討、PDCAサイクル手法の検討を行い、様々な分野の学識経験者らからなる「気候変動適応策のPDCA手法検討委員会」において、助言を受けた。	SDGs目標との関係	【主な目標】 気候変動適応法及び気候変動適応計画に基づき、様々な主体・分野の適応を総合的に推進した。また、次期気候変動影響評価の実施に向けて評価手法等の検討を行った。また、本計画の進捗状況を把握するため、令和4年度に実施した施策についてフォローアップを行うとともに、適応策による気候変動影響の低減効果の評価手法の検討を実施した。これらにより、目標13番「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献した。 【副次的効果が期待される目標】 ・広域協議会および適応全国大会を開催し、全国の地方自治体や関係省庁、研究機関等、気候変動適応に関わるステークホルダーと広く情報共有するとともに、各地域の気候変動影響等について議論を行い、適応策の推進のための連携を深めた。こうした取組により目標17番「パートナーシップで目標を達成しよう」の達成に貢献した。 ・令和5年から開始した官民連携による早期警戒システム事業では、官民連携協議会を設置し、海外展開に関心がある技術提供企業との連携を実施している。また同時に、2国間でのバイ会合やASEAN環境大臣会合において、当該事業を紹介し企業による海外展開の足がかりを形成することで、目標9番「産業と技術確信の基盤を作ろう」の達成に貢献した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—		

施策名	目 標4－1国内及び国際的な循環型社会の構築										担当部局名	環境再生・資源循環局総務課 循環型社会推進室			
施策の概要	循環型社会形成推進基本計画等の着実な実行及び、我が国の循環産業の海外展開や国際的な資源循環等の推進により、国内及び国際的な循環型社会の形成を図る。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和6年8月	
達成すべき目標	循環型社会形成推進基本計画に基づき定められた、資源生産性の向上、循環利用率の向上、廃棄物最終処分量の削減等の目標を達成するとともに、我が国の循環産業の海外展開や国際的な資源循環等を推進し、国内及び国際的な循環型社会の形成を目指す。										政策体系上の位置付け	4. 資源循環政策の推進			
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	・第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) ・第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月閣議決定) ・インフラシステム海外展開戦略2025(令和3年6月改訂版)														
測定指標	基準値		目 標 値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成		
		基準年度		目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度				
1資源生産性 (GDP／天然資源等投入量)(万円/トン)	25.3	H12年度	49.0	R7年度	- 45.9	- 45.7	-	-	-	-	-	循環型社会形成推進基本法に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画(H30年6月閣議決定)において、物質フロー指標として目標が設定されている。	△		
2 入口側の循環利用率(循環利用量／総物質投入量)(%)	10.0	H12年度	18.0	R7年度	- 15.8	- 16.5	-	-	-	-	-	循環型社会形成推進基本法に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画(H30年6月閣議決定)において、物質フロー指標として目標が設定されている。	△		
3 出口側の循環利用率(循環利用量/廃棄物発生量)(%)	35.8	H12年度	47.0	R7年度	- 41.6	- 44.1	-	-	-	-	-	循環型社会形成推進基本法に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画(H30年6月閣議決定)において、物質フロー指標として目標が設定されている。	△		
4 廃棄物最終処分量(百万トン)	56.0	H12年度	13.0	R7年度	- 12.8	- 12.3	-	-	-	-	-	循環型社会形成推進基本法に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画(H30年6月閣議決定)において、物質フロー指標として目標が設定されている。	○		
5 循環型社会ビジネス市場規模(兆円)	40.0	H12年度	80.0	R7年度	- 54.9	- 56.4	-	-	-	-	-	循環型社会形成推進基本法に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画(H30年6月閣議決定)において、目標が設定されている。	△		
6 廃棄物処理、リサイクル分野の輸出額推移(億円)	-	-	2,800(仮)	R7年度	- 1979	- 1873	-	-	-	-	-	成長戦略において、「焼却設備、リサイクル設備、浄化槽等の輸出額を2020年度実績から2025年度までに3割程度増加させることを目指す」とKPIが設定されている。	△		

測定指標			目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠											達成
7 二国間及び多国間の協力の実施			—		—	廃棄物分野における我が国の経験、先進的な技術や法制度等をアジアを中心とする発展途上国に移転することは、途上国の持続的な発展に資するとともに、我が国の静脈産業の発展にも寄与する、極めて意義深い政策。そのため、循環型社会形成推進基本計画に基づき、国際的な対話・協力関係を促進することとされているため。											○
達成手段（開始年度）			関連する指標	行政事業レビュー 事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー 事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー 事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー 事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー 事業番号	
(1) 循環型社会形成推進等経費（平成13年度）			1,2,3,4,5	0121	(5) アジア・アフリカ諸国における3Rの戦略的実施支援事業拠出金（平成21年度）	6	—	(9) —	—	—	(13) —	—	—	(17) —	—	—	
(2) 循環経済移行促進事業（平成23年度）			5,6,7	0122	(6) UNEP「持続可能な資源管理に関する国際パネル」支援（平成20年度）	6	—	(10) —	—	—	(14) —	—	—	(18) —	—	—	
(3) 我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業（国際展開支援）（平成23年度）			6	—	(7) 富山物質循環フレームワーク等国際動向を踏まえた次期循環型社会形成推進基本計画等検討事業（平成28年度）	1,2,3,4,5	—	(11) —	—	—	(15) —	—	—	(19) —	—	—	
(4) 国際資源循環体制構築強化プログラム事業（平成21年度）			6	—	(8) —	—	—	(12) —	—	—	(16) —	—	—	(20) —	—	—	
評価結果	目標達成度の測定結果	（各行政機関共通区分）			③相当程度進展あり												
		（判断根拠）			・資源生産性については、平成22年度以降横ばい傾向となっているが長期的には増加傾向であり、目標達成が見込まれている。入口側及び出口側の循環利用率は近年頭打ち傾向にあった一方、令和3年度は両指標とも数値が改善した。廃棄物最終処分量は目標値まで減少した。また、循環型社会ビジネス市場規模は長期的には拡大傾向にある。さらに、我が国循環産業の海外展開について、焼却設備やリサイクル設備等の年間輸出総額も、直近の数年は横ばい傾向であるが、長期的には増加傾向にある。												
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等		・資源生産性については、2010年以降横ばい傾向であるが、2015年度には再度、国内の非金属鉱物系の天然資源等投入量が減少し、2017年度には土木・建築需要の高まりによって増加に転じている。 ・循環利用率については近年、循環利用率が比較的高い非金属鉱物系の循環利用量が減少したことによって、循環利用率の低い資源の影響を受け、目標達成が困難な見込みとなっている。 ・資源生産性と循環利用率の両者を向上させるためには、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環の取組を進め、天然資源の消費を抑えつつ、循環利用量を拡大させていく必要がある。 ・そのためには、製造業・小売業などの動脈産業における取組と廃棄物処理・リサイクル業など静脈産業における取組が有機的に連携する動静脈連携による資源循環の加速や、循環資源を各地域・各資源に応じた最適な規模で循環させる取組の推進、資源循環のための技術開発・情報基盤・各主体間連携・人材育成の強化等が必要である。														
	次期目標等への反映の方向性		【施策】			・第五次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、資源循環のための動静脈連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環、多種多様な地域の循環システムの構築、資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化、適正な国際資源循環体制の構築等を進め、各指標を向上させていく。 ・目標・指標に関するデータ整備、指標の改良に向けた継続的な取組を進める。 ・インフラシステム海外展開戦略2025（令和3年6月改訂版）や「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の新たなプラン」等に基づき、我が国循環産業の海外展開の更なる促進を図り、循環関連産業等の年間輸出入（総額）を拡大させていく。											
			【測定指標】														

	学識経験を有する者の知見の活用	・第四次循環型社会形成推進基本計画中の指標の評価・分析について検討するワーキンググループを開催し、有識者による指標・目標の達成状況の評価とその要因分析を行った。 ・中央環境審議会循環型社会部会において、第四次循環型社会形成推進基本計画の見直しのため、新たな循環型社会形成推進基本計画策定のための具体的な指針や第五次循環型社会形成推進基本計画(案)について、有識者による議論を行った。	SDGs目標との関係	【主な目標】 ・循環型社会形成推進基本法及び循環型社会形成推進基本計画に基づき、様々な主体・分野の資源循環の取組を総合的に推進した。例えば相手国において天然資源の効率的な利用、廃棄物の環境中への放出の大幅削減、廃棄物の再生利用等につなげ、持続可能な生産消費形態の確保に貢献することを目標の一つとして、海外展開を計画している事業について、令和5年度にFS調査を6件行った。 加えて、循環経済工程表(令和4年9月公表)を踏まえた次期循環型社会形成推進基本計画の策定に取り組んだ。 これらにより、目標12番「つくる責任つかう責任」の達成に貢献できた。
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月閣議決定) 環境産業市場規模検討会 環境産業の市場規模・雇用規模等に関する報告書 第四次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第2回点検結果(循環経済工程表)		【副次的効果が期待される目標】 ・令和5年度、廃棄物発電の海外展開に向けたFS調査の支援を1件行った。また、ベトナムのバクニン省への廃棄物発電施設の導入支援等を実施し、令和6年の1月にはベトナムで竣工式が行われた。これは、再生可能エネルギー等の割合の増加に貢献したという観点で、目標7番「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」の達成に貢献できた。

施策名	目標4-2 各種リサイクル法の円滑な施行によるリサイクル等の推進										担当部局名	環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室 環境再生・資源循環局 総務課 容器包装・プラスチック資源循環室			
施策の概要	各種リサイクル法等の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和6年8月	
達成すべき目標	定められた計画値・目標値の達成に向けて、各種リサイクル法等の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する。										政策体系上の位置付け	4. 資源循環政策の推進			
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	・第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) ・第四次循環型社会形成推進基本計画 ・成長戦略実行計画 ・成長戦略フォローアップ														
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成	
		基準年度		目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度				
1 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量 [千t]	-	-	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	第9期、第10期市町村分別収集計画における分別収集見込量に基づき設定	△		
					別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり				
2 家電リサイクル法における特定家庭用機器廃棄物の回収率(%)	-	-	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	特定家庭用機器再商品化法基本方針に基づき設定	―		
					別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり				
3 食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率(%)	-	-	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針に基づき設定	△		
					別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり				
4 建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(建設発生木材、%)	-	-	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	建設リサイクル推進計画2020に基づき設定	―		
					別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり				

	5	自動車リサイクル法における自動車破砕残さ(ASR)及びガス発生器(エアバッグ類:AB)の再資源化率(%)	－	－	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則に基づき設定	○
	6	小型家電リサイクル法における使用済電気電子機器等の回収量[万トン]	－	－	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針に基づき設定	×
							別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり		
	7	使用済プラスチックのリサイクル等による有効利用率[%]	－	－	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	令和元年に策定した「プラスチック資源循環戦略」を踏まえて設定	－
							別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり		

達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号		達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号		達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号		達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号		達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号					
(1)	プラスチック資源循環等推進事業費(平成18年度)	1		0124	(5)	自動車リサイクル推進事業費(平成22年度)		5	0125	(9)		－	－	－		(13)	－	－	－	(17)	－	－	－
(2)	家電リサイクル推進事業費(平成19年度)	2		0125	(6)	小型家電リサイクル推進事業費(平成24年度)		6	0125	(10)		－	－	－		(14)	－	－	－	(18)	－	－	－
(3)	食品廃棄物リデュース・リサイクル推進事業費(平成19年度)	3		0126	(7)	リサイクルプロセスの横断的高度化・効率化事業(平成29年度)		-	0125	(11)		－	－	－		(15)	－	－	－	(19)	－	－	－
(4)	建設リサイクル推進事業費(平成19年度)	4		0125	(8)	－		－	－	(12)		－	－	－		(16)	－	－	－	(20)	－	－	－

評価結果		(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり		
	目標達成度の測定結果	(判断根拠)	・容器包装リサイクル法における分別収集量については、紙製容器包装及びペットボトルに増加が見られた。 ・家電リサイクル法における回収率については、令和4年度は70.2%となった。 ・食品リサイクル法については、再生利用等実施率は、令和2年度は外食産業で前年から1ポイント下がっているが、食品卸売業及び食品小売業では上がっている。食品製造業においては目標は達成しているものの、前年度から変わっていない。 ・建設リサイクル法については、建設副産物実態調査(国土交通省)によると、平成30年度の特定制建設資材(建設発生木材)の再資源化等率は96.2%であり、平成30年度の目標値(95.0%)を達成しており、今後は令和6年度の目標値(97%)の達成に向けて取組を進めていくことになる。なお、目標値は各年度で設定しておらず、実績の調査は5年ごとに行っているため、評価ができない。 ・自動車リサイクル法については、自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)、ガス発生器(エアバッグ類)のいずれも目標値を大幅に上回る再資源化が実施されている。 ・小型家電リサイクル法については、令和4年度の使用済小型電子機器の回収量は8.9万トンであり、令和5年度の目標値(14万トン)達成に向けて取組を進める。 ・使用済プラスチックのリサイクル率は0.3ポイント上昇した。熱回収を含めた有効利用率については、横ばいであった。また、レジ袋の有料化等の排出抑制措置により、例えばレジ袋の国内流通量は有料化実施前と比較して半減している。		
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	・各種リサイクル法で定める指標の達成に向けて、自治体やリサイクラー等に必要な調査・支援を実施。 ・各種リサイクル制度において、施策の実施により指標の達成や実績値の向上など着実な成果が見られる。 ・指標の達成に向けてさらに有効な対策を検討、実施する必要がある。			
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】	・各種リサイクル制度の推進等について、施策の総合的かつ計画的な推進が必要である。 ・各種リサイクル法の検討を実施するとともに、適切に評価を行ってまいりたい。 ・更なるリサイクルの推進等に向け、引き続き取組を進めてまいりたい。		
学識経験を有する者の知見の活用	・中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環戦略小委員会、中央環境審議会循環型社会部会レジ袋有料化検討小委員会、家電リサイクル制度評価検討小委員会、食品リサイクル専門委員会、自動車リサイクル専門委員会、小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会において、各種リサイクル法の施行状況等について専門家の知見を伺った。		SDGs目標との関係	【主な目標】 ・各種リサイクル法に基づき、地方公共団体や事業者等によるリデュースやリサイクル等に係る取組を推進し、容器包装、製品プラスチック、家電製品、食品廃棄物、建設廃材、使用済自動車、使用済小型家電等の資源循環の促進を図った。これらにより、目標11番「住み続けられるまちづくりを」と目標12番「つくる責任つかう責任」への達成に貢献できた。	
				【副次的効果が期待される目標】 ・リデュースやリサイクル等に係る取組の推進により、サプライチェーン全体のCO2排出量を削減することで、目標13番「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献できた。	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について(環境省) ○家電リサイクル実績について(経済産業省、環境省) ○食品リサイクルの現状(農林水産省、環境省) ○建設副産物実態調査結果について(国土交通省) ○自動車リサイクル法の施行状況(経済産業省、環境省) ○小型家電リサイクル法に基づくリサイクルの実施状況等について(経済産業省、環境省) ○プラスチック製品の生産・廃棄・再資源化・処理処分の状況(一般社団法人プラスチック循環利用協会)				

指標										別 紙		
測定指標		1. 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量[千ﾄﾝ] ア. ガラス製容器 イ. 紙製容器包装 ウ. ペットボトル エ. プラスチック製容器包装 2. 家電リサイクル法における特定家庭用機器廃棄物の回収率[%] 3. 食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率[%] ア. 食品製造業 イ. 食品卸売業 ウ. 食品小売業 エ. 外食産業 4. 建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(建設発生木材: %) 5. 自動車リサイクル法における自動車破碎残さ(シュレッダーダスト)及びガス発生器(エアバッグ類)の再資源化率[%] ア. 自動車破碎残さ(シュレッダーダスト) イ. ガス発生器(エアバッグ類) 6. 小型家電リサイクル法における使用済小型電子機器等の回収量[万ﾄﾝ] 7. 使用済プラスチックのリサイクル等による有効利用率[%]										
年度ごとの目標値			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	目標年度	目標値	
指標1	ア	年度ごとの計画値	768	702	697	670	689	-	-	R6年度	689	
		実績値	707	685	662						(計画値)	
	イ	年度ごとの計画値	117	101	101	83	102	-	-		102	
		実績値	76	72	73						(計画値)	
	ウ	年度ごとの計画値	289	313	314	339	317	-	-		317	
		実績値	335	344	348						(計画値)	
	エ	年度ごとの計画値	763	726	727	762	726	-	-		726	
		実績値	779	779	774						(計画値)	
指標2	－	年度ごとの目標値	－	－	－	－	－	-	-	R12年度	70.9	
		実績値	64.8	68.2	70.2							
指標3	ア	年度ごとの目標値	95	95	95	95	95	-	-	R6年度	95	
		実績値	96	96	97							
	イ	年度ごとの目標値	75	75	75	75	75	-	-		75	
		実績値	68	70	62							
	ウ	年度ごとの目標値	60	60	60	60	60	-	-		60	
		実績値	56	55	61							
	エ	年度ごとの目標値	50	50	50	50	50	-	-		50	
		実績値	31	35	32							
指標4	－	年度ごとの目標値	－	－	－	－	－	-	-	R6年度	97	
		実績値	－									
指標5	ア	年度ごとの目標値	70	70	70	70	70	-	-	各年度	70	
		実績値	95～97.5	96～97.5	96.4～97.4							
	イ	年度ごとの目標値	85	85	85	85	85	-	-		85	
		実績値	95～96	95	95							
指標6	－	年度ごとの目標値	14	14	14	14	検討中	-	-	R5年度	14	
		実績値	10.2	9.6	8.9							
指標7	－	年ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	R17年 (2035年)	100%	
		リサイクル+熱回収 [%]	86.4%	87.1%	87.1%							
		(リサイクル率)	24.3%	25.0%	25.3%							

施策名	目 標4－3一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）										担当部局名	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課			
施策の概要	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和6年8月	
達成すべき目標	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る。										政策体系上の位置付け	4. 資源循環政策の推進			
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・第五次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定） ・第四次循環型社会形成推進基本計画 ・廃棄物処理施設整備計画 ・国土強靱化基本計画														
測定指標	基準値		目 標 値		年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成		
					年度ごとの実績値										
		基準年度		目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度				
1（1）一般廃棄物の排出量（百万トン）	55	H12年度	38	R7年度	-	-	-	-	-	-	-	第四次循環型社会形成推進基本計画	△		
					42	41	40	-	-	-	-				
1（2）一般廃棄物の排出量（kg/人）	433	H12年度	310	R7年度	-	-	-	-	-	-	-	第四次循環型社会形成推進基本計画	△		
					329	325	321	-	-	-	-				
2一般廃棄物のリサイクル率（％）	21	H24年度	28	R7年度	-	-	-	-	-	-	-	第四次循環型社会形成推進基本計画	×		
					20	20	20	-	-	-	-				
3（1）一般廃棄物の最終処分量（百万トン）	4.7	H24年度	3.2	R7年度	-	-	-	-	-	-	-	第四次循環型社会形成推進基本計画	△		
					3.6	3.4	3.4	-	-	-	-				
3（2）一般廃棄物の最終処分量（kg/人）	36	H24年度	25	R7年度	-	-	-	-	-	-	-	第四次循環型社会形成推進基本計画	△		
					29	27	27	-	-	-	-				
4一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量（g-TEQ/年）	33	H22年度	33	当面の間	33	33	33	33	33	33	33	我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画	○		
					22	19	25	-	-	-	-				

施策名	目 標4－4産 業 廃 棄 物 対 策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）										担当部局名	環境再生・資源循環局廃棄物規制課		
施策の概要	・産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。 ・爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物の適正な処理の推進 ・特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制の推進										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和6年8月
達成すべき目標	・産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的推進を図る。 ・有害物質等を含む廃棄物の適正管理の実現 ・廃棄物等の不適正な越境移動の防止の実現										政策体系上の位置付け	4. 資源循環政策の推進		
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	第五次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定） 第四次循環型社会形成推進基本計画													
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成	
					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度			
	1産業廃棄物の排出量（百万トン）	379	H24年度	390	R7年度	－	－	－	－	－	－	－	第四次循環型社会形成推進基本計画	－
						374	376	（速報値） 370	－	－	－	－		
	2産業廃棄物の出口側の循環利用率（％）	36	H25年度	38	R7年度	38	38	38	38	38	38	－	第四次循環型社会形成推進基本計画	△
						36	37	－	－	－	－	－		
3産業廃棄物の最終処分量（百万トン）	13	H24年度	10	R7年度	－	－	－	－	－	－	－	第四次循環型社会形成推進基本計画	－	
					9	9	（速報値） 8.7	－	－	－	－			
4PCB廃棄物（変圧器類・コンデンサー類）の処理（台）	－	－	393,000	R7年度	－	－	－	－	－	－	－	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及びPCB廃棄物処理基本計画に沿って、令和7年度までにPCB廃棄物を全量処理する。	－	
					371,534	387,108	393,390	（速報値） 395,111	－	－	－			
5PCB廃棄物（安定器・汚染物）の処理（t）	－	－	22,200	R7年度	－	－	－	－	－	－	－	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及びPCB廃棄物処理基本計画に沿って、令和7年度までにPCB廃棄物を全量処理する。	－	
					14,866	17,560	19,687	（速報値） 20,779	－	－	－			

	6	電子マニフェ ストの普及率 (%)	-	-	70	R4年度	-	-	70	-	-	-	-	第四次循環型社会形成推進基本計画(目標値は見直しを実施中)	-								
							65	72	77	81	-	-	-										
	7	最終処分場の 残余年数(年)	-	-	10	R2年度	10	-	-	-	-	-	-	第四次循環型社会形成推進基本計画(目標値は見直しを実施中)	-								
							17	20	-	-	-	-	-										
	8	目標期間内に バーゼル条約 締約国会議 (COP)で採択 される、抛 出プロジェクト 関連のガイ ドライン等数 (件)	2	H28～R2年度	3	R4年度から R9年度の 6年度間	-	-	-	-	-	-	-	締約国等が各国の規制等の重要な指針とする各種ガイドラインに、我が国の経験や知見を適切に盛り込むことで、先進国としての責務を果たすことにつながるため。目標値は、近年の締約国会議での成果を踏まえ、最大水準に設定。(以前の目標は、平成28～令和2年度の5年度間に4件以上に対し、実績2件)	○								
							-	-	2	1	-	-	-										
	9	バーゼル条約 違反の輸出に ついて我が国 が輸出国から 通報を受領し た件数(件)	9	H26年度	3	毎年度	4	3	3	3	3	3	3	当該通報件数は、事業者への制度に係る普及啓発や水際対策の効果を測る指標となるため。目標値は、所要の措置に必要な期間を勘案し、直近実績(平成26年度、9件)を基準値とした上で、当面半数よりも低くなる目標にしたもの。	○								
							10	11	0	1	-	-	-										
	10	クリアランス 物のトレーサ ビリティが確 保できていな い事案(件)	-	-	0	毎年度	0	0	0	0	0	0	0	クリアランス物が適正に取り扱われるためには、そのトレーサビリティを確保することが必要不可欠であるため、全てのクリアランス物に関しトレーサビリティを確保することを目標として設定。	○								
							0	0	0	0	-	-	-										
達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号				
(1)	廃棄物処理施設整備費補助(平成12年度)		4,5,7	0129	(5)	電子マニフェスト普及拡大事業(平成16年度)		1,2,3,6	0141	(9)	課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業(平成29年度)		7	0137	(13)	産業廃棄物等処理対策推進費(平成2年度)		1,2,3	-	(17)	-	-	-
(2)	PCB廃棄物適正処理対策推進事業(平成13年度)		4,5	0133	(6)	水銀廃棄物等適正管理等推進費(平成18年度)		4,10	0134	(10)	廃棄物輸出入適正化推進費(平成8年度)		8,9	0136	(14)	-		-	-	(18)	-	-	-
(3)	PCB廃棄物対策推進費補助金(平成13年度)		4,5	-	(7)	産業廃棄物処理業のグリーン成長・地域魅力創出促進支援事業(平成27年度)		2,3	-	(11)	産業廃棄物等処理対策等対策強化費(平成2年度)		1,2,3	0132	(15)	-		-	-	(19)	-	-	-
(4)	廃棄物処理システム開発費(平成13年度)		1,2,3	-	(8)	産業廃棄物処理業における優良取組推進費(平成16年度)		1,2,3,6	0132	(12)	石綿含有廃棄物無害化処理技術認定事業(平成19年度)		3	-	(16)	-		-	-	(20)	-	-	-

評価結果		(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり		
	目標達成度の測定結果	(判断根拠)	・産業廃棄物の排出量及び最終処分量は既に令和7年度の目標を達成しているが、出口側の循環利用率は横ばいとなっている。 ・PCB廃棄物に関しては、令和7年度までの全量処理を目指し着実な進展が見られる。 ・電子マニフェストの普及率は、既に令和4年度の目標を達成している。		
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	・目標達成に向けて相当程度の進展があったことから、達成手段は当該施策目標に概ね有効かつ効率的に寄与していると考えられる。			
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】	・「電子マニフェストの普及率」については、令和4年度の目標を達成したことから、新たな目標の設定について検討を行う。 ・それ以外の指標については、現在設定している目標を継続する。		
学識経験を有する者の知見の活用		中央環境審議会循環型社会部会等	SDGs目標との関係	【主な目標】 産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等の推進や人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物の適正な処理を目的とする本施策において、実態調査等を通して、産業廃棄物の排出量の減少や出口側の循環利用率の向上等が確認されている。これにより、本施策は、目標12番「つくる責任つかう責任」の達成に貢献した。 【副次的効果が期待される目標】 まず、管理に特別な注意を払うことが求められるPCB廃棄物の処理の推進は、都市における環境上の悪影響の軽減に確実に貢献するものでもあるため、目標11番「住み続けられるまちづくりを」の達成に資するものとなっている。また、本施策を通じて、廃棄物処理法の法目的でもある、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることは、目標6番「安全な水とトイレを世界中に」、目標11番「住み続けられるまちづくりを」、目標14番「海の豊かさを守ろう」、目標15番「陸の豊かさを守ろう」の達成に資するものである。	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		産業廃棄物排出・処理状況調査等、廃棄物等循環利用量実態調査			

施策名	目 標4－5 廃棄物の不法投棄の防止等										担当部局名	環境再生・資源循環局廃棄物規制課			
施策の概要	・廃棄物の処理に伴い環境保全上の支障が生じた場合における当該支障の除去の推進										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和6年8月	
達成すべき目標	・不法投棄等による生活環境保全上の支障等のない社会の実現										政策体系上の位置付け	4. 資源循環政策の推進			
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) 第四次循環型社会形成推進基本計画														
測定指標	基準値		目 標 値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成		
		基準年度		目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度				
1	支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数(件)	90	H26年度	50	R7年度	50	50	50	50	50	50	－	廃棄物処理法の厳格な執行等により、不法投棄等の拡大防止策や支障の除去等を推進しているため。目標値については、26年度時点で前倒しで目標を達成したことから、更に高い目標を設定(令和2年度:100件→50件)したが、未達のため、目標年度を令和7年度に延長。	×	
						92	81	72	－	－	－	－			
2	年度末における特定支障除去等維持事業の完了件数(件)	－	－	6	R9年度	－	－	－	13	13	12	6	特定支障除去等維持事業の各計画期間に基づき設定。	○	
						－	－	－	13	－	－	－			
3	産業廃棄物の不法投棄の新規発生件数(件)	143	H27年度	100	R7年度	100	100	100	100	100	100	－	廃棄物処理法の厳格な執行等により、不法投棄の未然防止策を推進しているため。目標値については、27年度時点で前倒しで目標を達成したことから、更に高い目標を設定(令和2年度:150件→100件)したが、未達のため、目標年度を令和7年度に延長。	×	
						139	107	134	－	－	－	－			
4	目標期間内にバーゼル条約締約国会議(COP)で採択される、拠出プロジェクト関連のガイドライン等数(件)	2	H28～R2年度	3	R4年度からR9年度の6年度間	－	－	－	－	－	－	－	締約国等が各国の規制等の重要な指針とする各種ガイドラインに、我が国の経験や知見を適切に盛り込むことで、先進国としての責務を果たすことにつながるため。目標値は、近年の締約国会議での成果を踏まえ、最大水準に設定。(以前の目標は、平成28～令和2年度の5年度間に4件以上に対し、実績2件)	○	
						－	－	2	1	－	－	－			
5	バーゼル条約違反の輸出について我が国が輸入国から通報を受領した件数(件)	9	H26年度	3	毎年度	4	3	3	3	3	3	3	当該通報件数は、事業者への制度に係る普及啓発や水際対策の効果を測る指標となるため。目標値は、所要の措置に必要な期間を勘案し、直近実績(平成26年度、9件)を基準値とした上で、当面半数よりも低くなる目標にしたもの。	○	
						10	11	0	1	－	－	－			
6	クリアランス物のトレーサビリティが確保できていない事案(件)	－	－	0	毎年度	0	0	0	0	0	0	0	クリアランス物が適正に取り扱われるためには、そのトレーサビリティを確保することが必要不可欠であるため、全てのクリアランス物に関しトレーサビリティを確保することを目標として設定。	○	
						0	0	0	0	－	－	－			

達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号				
(1)	不法投棄等未然防止・事案対策費(平成10年度)	1,2,3	0135		(5)	産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金(平成10年度)	1,2	-		(9)	-	-	-		(13)	-	-	-		(17)	-	-	-
(2)	有害廃棄物等の環境上適正な管理事業等拠出金(平成18年度)	4,5	0136		(6)	廃棄物等の輸出入の適正化推進費(平成25年度)	5	0136		(10)	-	-	-		(14)	-	-	-		(18)	-	-	-
(3)	クリアランス物管理システム運用費(平成18年度)	6	-		(7)	-	-	-		(11)	-	-	-		(15)	-	-	-		(19)	-	-	-
(4)	バーゼル条約実施等経費(平成8年度)	4,5	0136		(8)	-	-	-		(12)	-	-	-		(16)	-	-	-		(20)	-	-	-

	評価結果		(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり															
		目標達成度の測定結果	(判断根拠)	・産業廃棄物の不法投棄等の残存件数は目標には届かなかったが着実に減少している。一方、新規発生件数は前年度と比べ増加したものの、現に支障等が生じている事案への対応については都道府県等において着手済みである。 ・バーゼル条約違反の通報件数は令和4年度0件に続き、令和5年度1件と目標を達成した。 ・クリアランス物のトレーサビリティが確保されており、目標を達成している。															
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	・目標達成に向けて相当程度の進展があったことから、達成手段は当該施策目標に概ね有効かつ効率的に寄与していると考えられる。																
		次期目標等への反映の方向性	【施策】	・現在設定している目標を継続する。															
		【測定指標】																	
学識経験を有する者の知見の活用		中央環境審議会循環型社会部会等						SDGs目標との関係			【主な目標】 マニフェスト制度の徹底及び罰則等の法的措置や、都道府県等によるパトロールなどの「未然防止」、廃棄物処理法に基づく監督・指導による不法投棄と不適正処理の「拡大抑制」を行うとともに、発生した不法投棄等事案のうち生活環境保全上の支障又はおそれがある場合は、措置命令等で排出事業者責任を徹底してきた。また、日本からの有害廃棄物の不適正な輸出の防止に取り組むことで、海外輸出先の廃棄物問題を未然に防いだ。これらの取組は、国際的な廃棄物問題への対策や排出事業者に適正な廃棄物の管理を促し(「つかう責任」の意識醸成。)、目標12番「つくる責任　つかう責任」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 廃棄物処理法による不法投棄・不適正処理を起こさせない体制や生活環境保全上の支障又はそのおそれの速やかな除去などの取組は、目標14番「海の豊かさを守ろう」や目標15番「陸の豊かさも守ろう」の達成に間接的に貢献できた。またバーゼル条約の議論や取り組みに貢献することで、廃棄物問題に関連する目標にも貢献すると考えられることから、目標6番「安全な水とトイレを世界中に」、目標9番「産業と技術革新の基盤をつくろう」、目標14番「海の豊かさを守ろう」、目標15番「陸の豊かさも守ろう」、目標17番「パートナーシップで目標を達成しよう」の達成に貢献した。								
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		産業廃棄物不法投棄等実態調査																	

施策名	目標4－6 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理											担当部局名	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室									
施策の概要	環境保全上効果的である浄化槽の整備による生活排水対策を講ずる。											政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和6年8月							
達成すべき目標	人口分散地域等に最適な污水处理施設整備である浄化槽の普及を行い、生活排水の適正な処理によって健全な水環境を確保する。											政策体系上の位置付け	4. 資源循環政策の推進									
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) 国土強靱化基本計画 廃棄物処理施設整備計画																					
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠						達成			
		基準年度		目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度											
1 浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率(%)＝浄化槽整備区域内の合併浄化槽使用人口/浄化槽整備区域内の全人口	53%	H29年度	73%	R9年度	63%	66%	70%	－	－	－	－	浄化槽による水環境の保全を図るにあたっての指標として、浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率を設定した。 残存する単独処理浄化槽について、合併処理浄化槽への転換を推進するため、令和5年に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画においても同様の試算が行われている。						×				
達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)			関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)			関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)			関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)			関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 浄化槽指導普及事業費等(昭和59年度)	1	138	(5) ー			ー	ー	(9) ー			ー	ー	(13) ー			ー	ー	(17) ー			ー	ー
(2) ー	ー	ー	(6) ー			ー	ー	(10) ー			ー	ー	(14) ー			ー	ー	(18) ー			ー	ー
(3) ー	ー	ー	(7) ー			ー	ー	(11) ー			ー	ー	(15) ー			ー	ー	(19) ー			ー	ー
(4) ー	ー	ー	(8) ー			ー	ー	(12) ー			ー	ー	(16) ー			ー	ー	(20) ー			ー	ー

評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり			
		(判断根拠)	・所定の目的を達成するために循環型社会形成推進交付金の補助要件の見直しや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を一層推進するために宅内配管工事への助成を行った結果、令和4年度の浄化槽人口普及率が前年度と比較して約1.6ポイント上昇した。しかし、目標に対する令和4年度における人口普及率は約－9ポイントと達成に至らなかった。			
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	・浄化槽指導普及事業費等の活用により設置整備の促進を図り、浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の設置は進んだものの、単独処理浄化槽の場合は生活雑排水を処理せずに汚水を排出していることから合併処理浄化槽に転換すべき努力義務が浄化槽法上にもあるという点について、国からの自治体もしくは管理者等への周知が不足している事が要因の一つとして考えられる。			
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】	・引き続き、合併処理浄化槽の普及に向けて、廃棄物処理施設整備計画に掲げる試算値である浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽人口普及率72.5%(令和9年度)の達成に向けて施策を推進する。			
学識経験を有する者の知見の活用		－	SDGs目標との関係	【主な目標】 ・そのまま放流すると生活環境に悪影響を及ぼすことのある生活雑排水を処理する合併処理浄化槽への転換が着実に進捗した。当該取組によって、目標6番「安全な水とトイレを世界中へ」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 ・生活雑排水を処理する合併処理浄化槽の導入を進めた。当該取組によって、目標11番「住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献できた。		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		「平成24～令和4年度末の汚水処理人口普及状況について」(農林水産省、国土交通省、環境省調べ) 「平成25年～令和5年度 浄化槽の指導普及に関する調査」(環境省調べ)				

施策名	目 標4－7東日本大震災等の教訓を踏まえた災害廃棄物対策										担当部局名	環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室災害廃棄物対策室			
施策の概要	災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための対策を推進する。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和6年8月	
達成すべき目標	東日本大震災等の教訓を踏まえ、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理について、平時の備えから大規模災害発生時の対応も含めた対策の推進を図る。										政策体系上の位置付け	4. 資源循環政策の推進			
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	・第五次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定） ・第四次循環型社会形成推進基本計画 ・廃棄物処理施設整備計画 ・国土強靱化基本計画														
測定指標	基準値		目 標 値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成		
		基準年度		目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度				
1市町村における災害廃棄物処理に関する計画策定率（%）	8	H25年度	60	R7年度	35	40	45	50	－	－	－	第四次循環型社会形成推進基本計画	○		
					65	72	80	－	－	－	－				
2ごみ焼却施設における老朽化対策率（%）	77	H25年度	85	R7年度	85	85	85	－	－	－	－	廃棄物処理施設整備計画 国土強靱化基本計画	○		
					85	85	85	－	－	－	－				
3令和元年台風15号及び19号において発生した災害廃棄物処理進捗率（%）	20	R元年度	100	R3年度	80	100	－	－	－	－	－	各地方自治体の災害廃棄物処理実行計画	○		
					89	100	－	－	－	－	－				
4令和2年7月豪雨において発生した災害廃棄物処理進捗率（%）	32	R2年度	100	R4年度	30	100	100	－	－	－	－	各地方自治体の災害廃棄物処理実行計画	○		
					32	99.6	100	－	－	－	－				
5日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域における災害廃棄物処理に関する計画策定率（%）	51	R3年度	70	R7年度	－	－	55	－	－	－	－	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画	○		
					－	51	65	－	－	－	－				

施策名	目標7－1 公害健康被害対策(補償・予防)										担当部局名	環境保健部 企画課 保健業務室			
施策の概要	公害に係る健康被害について、公害健康被害の補償等に関する法律(以下「公健法」という。)に基づき認定患者への迅速かつ公正な補償給付等を実施するとともに、健康被害予防事業や地域人口集団に係る環境汚染による健康影響の継続的監視等を行うことで、迅速かつ公正な補償並びに被害の予防及び健康の確保を図る。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和6年8月	
達成すべき目標	公健法に基づく公正な補償給付を迅速に行う。公健法による健康被害予防事業、公害保健福祉事業、環境保健施策基礎調査を推進し、被害の未然防止及び健康の確保を図る。										政策体系上の位置付け	7. 環境保健対策の推進			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)														
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成		
		基準年度		目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度				
1 公害健康被害 予防事業の参 加者に対して 実施するアン ケートにおけ る事業満足度 (5段階評価の うち上位2段 階までの評価 を得た回答者 の割合)(%)	－	－	80	－	80	80	80	80	－	－	－	公害健康被害予防事業については、参加者のニーズに合った効果的な事業の実施に係る測定指標として、毎年度の事業参加者アンケートにおける満足度を選定する。回答者の80%以上の方から、5段階の上位2段階までの評価が得られることを毎年度の目標として設定する。	○		
2 各地方公共団 体が行うリハ ビリテーション に関する事業 、転地療養に 関する事業 その他の事業 (公害保健福 祉事業)に参 加した延べ人 数の被認定者 数に対する割 合(%)	－	－	80	－	80	80	80	80	－	－	－	公害保健福祉事業については、被認定者に占める事業に参加した者の延べ人数の割合を測定指標として選定する。これが80%以上となることを毎年度の目標として設定する。	×		
3 環境保健サー ベイランス調 査の着実な実 施(調査対象 者数及び調査 対象者の同意 率(3歳児調 査))	－	－	60,000人 及び75%	－	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	－	－	－	環境保健サーベイランス調査の信頼性を確保するため、調査対象者数と調査対象者の同意率を測定指標として選定する。目標値は信頼性が担保できる60,000人以上及び75%以上と設定する。	○		
4 環境保健サー ベイランス調 査の着実な実 施(調査対象 者数及び調査 対象者の同意 率(6歳児調 査))	－	－	60,000人 及び75%	－	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	－	－	－	環境保健サーベイランス調査の信頼性を確保するため、調査対象者数と調査対象者の同意率を測定指標として設定する。目標値は信頼性が担保できる60,000人以上及び75%以上と設定する。	○		

測定指標			目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠											達成					
5 公健法に基づく補償等の進捗状況			－		－	事業活動等に伴って生ずる著しい大気汚染等の影響により健康被害に係る損害を填補するための補償等を行うことにより、健康被害に係る被害者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保に資する。											○					
達成手段（開始年度）			関連する指標	行政事業レビュー 事業番号		達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー 事業番号		達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー 事業番号		達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー 事業番号						
(1)	公害健康被害対策（補償・予防）事業（昭和49年度）		1.2.5	174		(5)	－	－		－	(9)	－		－	－	(13)	－	－	－	(17)	－	－
(2)	環境保健施策基礎調査（環境保健サーベイランス調査費（健康影響等調査））（平成8年度）		3.4	172		(6)	－	－		－	(10)	－		－	－	(14)	－	－	－	(18)	－	－
(3)	イタイイタイ病等に関する研究・調査事業（平成13年度）		5	175		(7)	－	－		－	(11)	－		－	－	(15)	－	－	－	(19)	－	－
(4)	－		－	－		(8)	－	－		－	(12)	－		－	－	(16)	－	－	－	(20)	－	－
評価結果		目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）			②目標達成																
			（判断根拠）			1公害健康被害予防事業については、（独）環境再生保全機構の第四期中期目標及び第四期中期計画に基づき、ぜん息等の患者、地域住民のニーズを的確に把握し、効果的かつ効率的な業務を行っている。参加者へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られることを目標としており、令和5年度においても目標を達成した。 2公健法第46条に基づき各地方公共団体が行う公害保健福祉事業については、当該事業に参加した者の延べ人数が被認定者に占める割合が80%を超える目標を設定したが、令和5年度については、割合は上昇傾向にあるものの、前年度に続き80%の目標に達しなかった。 3・4環境保健サーベイランス調査は、中公審答申及び公健法改正時の附帯決議に基づき、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を毎年、継続的に観察し、その結果に大気汚染との関係が認められる場合には、必要な措置を講ずることを目的として実施しているものである。調査対象者数及び調査対象者の同意率は、本調査の信頼性が確保できる数値を設定しており、3歳児調査及び6歳児調査の両方で目標を達成した。 5公健法の被認定者への公正な補償給付を着実に支給した。																
			1・2新型コロナウイルス感染症の影響が依然として残ることに加え、認定患者の高齢化により一部事業への参加が困難となってきたことが、目標達成できない要因と考えられる。 3・4環境保健サーベイランス調査は、調査の質を維持しつつ、効率化を目指して、健康調査の電子化・オンライン化に移行する必要がある。																			
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等																				
		次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】			1・2新型コロナウイルス感染症の影響減少による事業参加の回復を見込み、測定指標は同じ割合を継続して設定する。高齢者を含めて参加しやすい保健福祉事業を検討する。 3・4環境保健サーベイランス調査は、健康調査の電子化・オンライン化の移行後も引き続き信頼性を確保するため、調査対象者数と調査対象者の同意率を測定指標として継続して設定する。																

	学識経験を有する者の知見の活用	補償給付については、指定疾病に係る専門家からなる認定審査会における審査をもって適正な給付を確保している。また公害健康被害予防事業については、ぜん息等の知識を有する医師等の助言を受けながら実施している。大気汚染による健康影響の継続的監視を担う環境保健サーベイランス調査においては、臨床、疫学等の専門家からなる検討会において調査方法の妥当性、結果の評価を行っている。	SDGs目標との関係	【主な目標】 3・4環境保健サーベイランス調査は、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を毎年、継続的に観察し、その結果に大気汚染との関係が認められる場合には、必要な措置を講ずることを目的として実施しているものである。これらにより、目標3「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献できた。
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	1ソフト3事業の事業実施効果の測定及び把握におけるアンケート調査結果 2令和5年度公害保健福祉事業補助金の事業実績報告について 3、4大気汚染に係る環境保健サーベイランス調査報告		【副次的効果が期待される目標】 3・4環境保健サーベイランス調査の結果は公表され、分析可能なデータとして提供している。他の事業者も利用できる仕様としていることから、目標8番「働きがいも経済成長も」と目標9番「産業と技術革新の基盤をつくろう」への達成に貢献できた。

施策名	目標7-2 水俣病対策											担当部局名	環境保健部 企画課 特殊疾病対策室				
施策の概要	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法(平成21年7月公布・施行)」等に基づき、水俣病被害者の救済、水俣病発生地域の医療・福祉対策及び再生・融和・振興施策を推進するほか、水俣病に関する総合的研究を行うなど、水俣病問題の解決に資する施策を実施する。 ※「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく水俣病にかかる補償給付については7-1に記載。											政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和6年8月		
達成すべき目標	水俣病被害者の救済、水俣病発生地域の医療・福祉の充実と再生・融和・振興の推進等を通じ、水俣病問題の最終解決を図り、すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていける環境をつくる。											政策体系上の位置付け	7. 環境保健対策の推進				
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」及び同法に基づく「救済措置の方針」																
測定指標	基準値		目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				達成	
				R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度							
	1 水俣病被害者に対する療養費の支給 (支給額・百万円)	-	-	水俣病被害者に対する療養費を着実に支給	-	-	-	-	-	-	-						-
2 水俣病に関する総合的研究について、外部評価委員会における全研究の総合評価点(5点満点)の平均	-	-	3	-	3	3	3	3	-	-	-	・水俣病に関する総合的研究において、毎年度質の高い研究を実施して成果を積み重ねていくことにより、メチル水銀が人の健康に与える影響に関する科学的知見が充実すると考えられるため、各年度の全研究の総合評価点の平均を測定指標として設定した。	○				
					3.6	3.5	3.6	3.7	-	-	-						
達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業レビュー 事業番号
(1) 水俣病対策事業 (昭和48年度)	1、2	176	(5) -			-	-	(9) -			-	-	(13) -			-	-
(2) 【8-6再掲】 国立水俣病総合研究センター 調査研究 (昭和53年度)	-	181	(6) -			-	-	(10) -			-	-	(14) -			-	-
(3) -	-	-	(7) -			-	-	(11) -			-	-	(15) -			-	-
(4) -	-	-	(8) -			-	-	(12) -			-	-	(16) -			-	-

評価結果		(各行政機関共通区分)	②目標達成	
	目標達成度の測定結果	(判断根拠)	①「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済処置の方針」(平成22年4月閣議決定)等に基づき、あとう限りの救済に向けて最大限の努力を行っているところ、療養費の支給については滞りなく着実に行われている。 ②「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づき、水俣病に関する総合的研究を実施しているところ、毎年度質の高い研究を実施して成果を積み重ねている。	
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済処置の方針」等に基づき、あとう限りの救済に向けて最大限の努力を行っているところ、療養費の支給については滞りなく着実に実施し、また、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づき、毎年度質の高い研究を実施して成果を積み重ねており、これを継続して実施することが必要である。		
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】	上記の成果を踏まえ、これを継続して実施する。 ①水俣病被害者に対する療養費の支給(支給額・百万円)、②水俣病に関する総合的研究について外部評価委員会における全研究の総合評価点(5点満点)の平均について、引き続き同様の指標を用いる。	
学識経験を有する者の知見の活用	水俣病に関する総合的研究において、学識経験を有する者の知見を活用し、毎年度質の高い研究を実施して成果を積み重ねていくことにより、メチル水銀が人の健康に与える影響に関する科学的知見の充実を図っている。	SDGs目標との関係	【主な目標】 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」等に基づき、水俣病被害者の救済、水俣病発生地域の医療・福祉対策及び再生・融和・振興施策を推進するほか、水俣病に関する総合的研究を行うなど、水俣病問題の解決に資する施策を実施した。当該取り組みによって、目標3番「すべての人に健康と福祉を」への達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」等に基づき、水俣病発生地域の医療・福祉対策及び再生・融和・振興施策、「環境首都水俣」創造施策(水俣病発生地域ゼロカーボン産業団地創出等事業や公共空間整備事業、低炭素型観光推進事業)を実施した。当該取組によって、目標11番「住み続けられるまちづくりを」と目標13番「気候変動に具体的な対策を」への達成に貢献できた。	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	熊本県からの提供資料			

施策名	目標7－3石綿健康被害救済対策											担当部局名	環境保健部 企画課 石綿健康被害対策室					
施策の概要	石綿の健康被害の救済に関する法律(以下「石綿法」という。)に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。											政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和6年8月			
達成すべき目標	石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図る。また、石綿による健康被害に関する調査研究を推進する。											政策体系上の位置付け	7. 環境保健対策の推進					
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)																	
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成				
					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度							
1	石綿法に基づく認定業務の進捗状況(療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数)(日)	173日	H18年度	120日(平成18年度の3割減)	－	120	120	120	120	131	－	－	・石綿による健康被害の迅速な救済を図るためには、認定業務に係る期間を短縮することが重要であり、療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数を指標として選定。 ・事務手続の効率化や必要な提出書類に関する医療機関への周知等の取組を実施することにより、平成26年度以降は、制度発足当時(平成18年度)の平均処理日数(173日)の3割減(120日)を維持するよう目標を設定(令和5年度まで)、令和6年度からは、過去5年実績(平成31年度～令和5年度)の平均値(164日)より2割以上短縮した平均131日以内となるよう目標を設定。	×				
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)								測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	達成				
					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度							
2	石綿読影の精度確保等調査事業の参加自治体数	32自治体	R2年度	前年度以上の参加自治体数	R6年度	30自治体	32自治体	34自治体	34自治体	33自治体	－	－	・自治体の石綿読影精度向上や効果的・効率的な健康管理の在り方について検討を行うためには、事業により多くの自治体が参画することが期待されるため、前年度以上の参加自治体数を得ることを目標としている。 ・また、石綿読影の精度向上のためには多くの知見を収集する必要があるため、読影調査結果を評価・検証するためには事業開始から5年程度を要することから、目標年度は令和6年度に設定している。	×				
達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	
(1)	石綿問題への緊急対応に必要な経費(平成18年度)	1、2、3	173	(5)	－	－	－	(9)	－	－	－	(13)	－	－	－	(17)	－	－
(2)	－	－	－	(6)	－	－	－	(10)	－	－	－	(14)	－	－	－	(18)	－	－
(3)	－	－	－	(7)	－	－	－	(11)	－	－	－	(15)	－	－	－	(19)	－	－
(4)	－	－	－	(8)	－	－	－	(12)	－	－	－	(16)	－	－	－	(20)	－	－

評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり	
		(判断根拠)	①石綿健康被害の迅速な救済を図るため、認定・不認定の決定までの平均処理日数の目標を平成26年度以降120日に設定し、令和元年度まではこれを達成していたが、新型コロナウイルスの影響により医学的判定に係る審議を一時期中断したこと等により、令和2年度から令和5年度は目標を達成できなかった。このような状況を受け、平時・緊急時を問わず医学的判定の審議が継続できるよう令和4年度から石綿健康被害判定業務ICT化システムを導入した。これらの取組により、石綿法に基づき、令和5年度は1,143(速報値)件(令和4年度:1,057件)が認定され、被害者及び遺族の救済は着実に進んでいる。 ②石綿ばく露による健康被害の可能性がある方について、健康管理の在り方を検討するため、読影精度確保等調査を実施。自治体の読影精度向上のためには、より多くの自治体が参画する必要があるため、前年度事業未実施の自治体に参加を促した結果、1自治体が新規に参画したが、2自治体から辞退があり、全体で33自治体が参画した。	
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	①認定・不認定の決定までの平均処理日数については、新型コロナウイルスの影響により医学的判定に係る審議を一時期中断したことによる、審議待ちの案件や再審査を要する案件により多く対応したことから、平均の処理日数の短縮が叶わなかった。 ②参画する自治体については、自治体の検診の機会を活用しての調査であり、対象者が少ない場合でも事務的な負担があるため伸び悩んでいると考えられる。		
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】	①認定・不認定の決定までの平均処理日数については、令和6年度から体制の強化を行ったところであり、効率化も含めた改善に努めたい。 ②読影調査結果を評価・検証するために、より多くの自治体に参画して頂き知見を収集する必要がある、引き続き自治体への働きかけを行っていく。	
学識経験を有する者の知見の活用	・中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害判定小委員会において、石綿による健康被害の救済に係る医学的判定について審議をいただいている。 ・有識者による「石綿ばく露者の健康管理に関する検討会」において、石綿ばく露者の健康管理の在り方について検討をいただいている。 ・中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会において、石綿健康被害救済制度の施行状況について評価及び検討をいただいている。	SDGs目標との関係	【主な目標】 石綿の健康被害の救済に関する法律に基づき、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済に務めた。また、石綿による健康被害に関する調査研究を推進した。これらにより、目標3番「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 石綿読影の精度確保等調査事業を実施することにより、自治体の既存検診の機会を利用した石綿関連疾病の早期発見が促されている。これにより、自治体から委託を受けた医師の読影精度も向上することが考えられ、目標8番「働きがいも経済成長も」への達成に貢献できた。	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査の主な結果及び今後の考え方について(最終とりまとめ)(石綿ばく露者の健康管理に関する検討会報告書(令和2年3月)) ・令和5年度石綿健康被害救済制度運用に係る統計資料(独立行政法人環境再生保全機構)【作成中】			

施策名	目標7-4 環境保健に関する調査研究										担当部局名	環境保健部 企画課熱中症対策室			
施策の概要	近年、温暖化や高齢化の影響で、熱中症による死亡者が高い水準で推移している状況を踏まえ、熱中症に関する普及啓発、改正気候変動適応法に基づく新たな制度の執行に係る検討等を実施する。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和6年8月	
達成すべき目標	あらゆる主体が熱中症予防行動をとるように促すとともに、極端な高温の発生も見据え、改正適応法に基づく新制度を活用した対策を講じることで、熱中症による健康被害を抑えていく。										政策体系上の位置付け	7. 環境保健対策の推進			
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	・第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) ・経済財政運営と改革の基本方針 2023(令和5年6月16日) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和5年6月16日) において熱中症対策を記載														
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			達成
		基準年度		目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度				
1 高齢者における予防行動を行っている・心掛けている者の割合(%)	-	-	-	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	熱中症に対する危険性や、熱中症警戒アラート発表時には気を付ける必要があることを認識した上で、熱中症予防行動を取ることが重要。特に水分・塩分補給やエアコン利用の徹底などの予防行動につなげることが必須。なお、目標最終年度は、熱中症対策実行計画(令和5年5月閣議決定)の目標年を設定するものとし、目標値設定に当たっては令和6年度から開始予定のアンケート結果を踏まえ精査していく。			-
					-	-	-	77	-	-	-				
2 普及啓発の強化、改正気候変動適応法に基づく施策の実施等、R6年度(改正法の全面施行)時点と比較し、一層の熱中症対策を行う地方自治体の増加割合(%)	-	令和6年度	50	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	地域における対策の一層の強化のため、地方公共団体において ・熱中症警戒アラート等の活用、エアコン高齢者普及啓発の強化 ・改正気候変動適応法に基づく施策の実施 等これまで以上の地域における熱中症対策を強化を求めていく。 なお、目標最終年度は、熱中症対策実行計画(令和5年5月閣議決定)の目標年を設定する。			-
					-	-	-	-	-	-	-				
3 熱中症による5年移動平均死亡者数(人)	1,295	令和4年度(概数)	650	R12年度	-	-	-	1,200	1,100	1,000	900	令和5年5月に閣議決定した「熱中症対策実行計画」において、「中期的な目標(2030年)として、熱中症による死亡者数(5年移動平均死亡者数)」について、現状から半減することを目指す。」としており、これを目標値として設定する。			×
					-	-	-	1,308	-	-	-				

施策名	目 標 8－1 経済のグリーン化の推進										担当部局名	大臣官房 環境経済課 総合政策課			
施策の概要	市場において環境の価値が評価される仕組みづくりを通じて、暮らしや活動の中で自ずから環境保全の取組が続けられる社会を目指す。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和 6年 8月	
達成すべき目標	税制、補助等のあらゆる政策手法を通じ、環境に配慮した製品・サービス等や環境保全に貢献する事業活動及び環境ビジネスを促進する。										政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備			
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	・第五次環境基本計画「第1部第1・2章、第2部第2章他」(平成30年4月17日閣議決定)														
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成		
		基準年度		目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度				
1 環境産業の市場規模(兆円)	約90	H18年度	増加傾向の維持	－	－ 約104	－ 約108	－ 約118	－ －	－ －	－ －	－ －	環境産業の市場規模を推計することにより、経済のグリーン化の推進状況を把握することになるため。	○		
2 環境産業の雇用規模(万人)	約219	H18年度	増加傾向の維持	－	－ 約252	－ 約279	－ 約296	－ －	－ －	－ －	－ －	環境産業の雇用規模を推計することにより、経済のグリーン化の推進状況を把握することになるため。	○		
3 地方公共団体におけるグリーン購入実施率(%)	－	－	100	R12年度	100.0 58.7	100.0 58.2	100.0 58.1	100.0 －	－ －	－ －	－ －	国等のみでなく、努力義務とされている地方公共団体のグリーン購入実施率が向上することによって、環境に配慮した製品・サービス等の市場が拡大され、環境ビジネスが促進されることとなるため。	×		
4 国等における環境配慮契約実績(電気:高圧・特別高圧)契約割合(%)	－	－	100	R12年度	80.0 81.5	84.0 85.5	88.0 85.5	92.0 －	－ －	－ －	－ －	国及び独立行政法人等の電気契約における環境配慮契約割合が向上することによって、温室効果ガス削減が推進されるため。	×		
5 エコアクション21(※)登録事業者数 ※中小企業向け環境マネジメントシステム	6,971	H23年度	9,000	R3年度	9,000 7,543	9,000 7,443	9,000 7,455	9,000 7,521	－ －	－ －	－ －	中堅・中小企業における環境経営取組の裾野拡大は、経済のグリーン化に有効であるため。	×		
6 持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則署名金融機関数(機関数)	177	H23年度	285	R3年度	280 285	285 301	310 306	315 306	－ －	－ －	－ －	金融行動原則署名金融機関数の増加は、環境金融の拡大、ひいては持続可能な社会に資すると考えられるため。	△		

達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号				
(1)	国等における グリーン購入 推進等経費 (平成14年度)	3	192		(5)	企業行動推進 費(平成14年 度)	1,2,5,6	178		(9)	グリーンファイ ナンス拡大に 向けた市場基 盤整備支援事 業(令和5年 度)	1.2	071		(13)	—	—	—		(17)	—	—	—
(2)	製品対策推進 経費 (平成13年度)	3	192 【再掲】		(6)	環境金融の拡 大に向けた利 子補給事業 (平成19年 度、令和元年 度)	1.2	005		(10)	—	—	—		(14)	—	—	—		(18)	—	—	—
(3)	国等における 環境配慮契約 等推進経費 (平成20年度)	4	192 【再掲】		(7)	脱炭素社会の 構築に向けた ESGリース促 進事業(令和3 年度)	1.2	052		(11)	—	—	—		(15)	—	—	—		(19)	—	—	—
(4)	税制全体のグ リーン化推進 検討経費	1,2	177		(8)	ESG金融実践 促進事業(令 和4年度)	1.2	67		(12)	—	—	—		(16)	—	—	—		(20)	—	—	—

評価 結果	目標達成度 合いの 測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり														
		(判断根拠)	・令和4年度における環境産業の市場規模及び雇用規模は、それぞれ約118兆円(前年比9.3%増)、約296万人(前年比6.1%増)となった。 ・地方公共団体が組織的にグリーン購入を実施している取組率は、令和4年度で58.1%となっており、前年度より0.1%減少している。 ・国等における環境配慮契約実績は令和4年度で85.5%となっており、令和3年度比で増減なし。 ・エコアクション21登録事業者数については、社会情勢の変化等により、令和5年度末で7,521件(前年度末比66件増)と増加した。 ・持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則署名金融機関数は、令和5年度で306機関となっており、前年度横ばいとなった。														
		目標達成が 出来なかつ た要因、そ 他施策の 課題等	・地方公共団体におけるグリーン購入実施率の目標が毎年度100%となっているが、地方公共団体のグリーン購入の取組は努力義務である中で、単年度で1,788団体ある全ての地方公共団体の取組を実施することは困難であり、適切な目標設定が必要である。一方で、地方公共団体への普及促進事業を開始した平成26年度から令和5年度に至るまで一貫して取組率が漸減傾向であり、従来の事例紹介や実務支援などの普及促進では不十分であることがわかった。なお、令和6年度では令和5年度実績値を調査しているところ。 ・国等における環境配慮契約実績(電気・高圧・特別高圧) 契約割合は、令和元年度以降概ね横ばいで推移している。令和4年度は国の機関が90.6%、独立行政法人等が77.5%であった。独立行政法人等については、特に大規模な電力使用が想定される大学、病院をはじめとした特定の省庁所管の独立行政法人等の実施率が低かった。なお、令和6年度では令和5年度実績値を調査しているところ。 ・持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則署名金融機関数は、新規の署名があるものの、金融機関の合併やHD・FGへの移行などによる署名撤回により、横ばいの結果となった。														
		次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】 ○地方公共団体におけるグリーン購入に関しては引き続き普及促進に取り組むだけでなく、地方公共団体の取組が進まない原因特定とその対策を検討し、適切な支援を実施する。 ○国等における環境配慮契約実績(電気・高圧・特別高圧)に関しては、特に実施率が低い独立行政法人等の未実施の原因特定とその対策を検討し、適切な支援を実施する。 ○エコアクション21ガイドラインの普及促進を行い、中小規模事業者の環境経営を進める。 【測定指標】 ○測定指標3については、地方公共団体におけるグリーン購入実施率の目標として毎年度100%と設定していたが、次年度評価からは着実な実施率の向上を評価する観点から適切な目標に変更する。 ○測定指標4については、国等における環境配慮契約実績(電気・高圧・特別高圧) 契約割合の目標として毎年度4%ずつ引き上げ、令和7年度には100%となる設定としていたが、環境配慮契約の実施要件である二酸化炭素排出係数の上限値(排出係数しきい値)が今後2年に1回程度引き下げられることが想定されることから、次年度から着実な契約割合の向上を評価する観点から適切な目標に変更する。 ○測定指標6については、環境金融の拡大状況を図る指標として持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則への署名数を設定していたが、今般、環境金融に関する意識醸成に取り組む段階から、環境金融の実践支援に取り組む段階へと進捗していることから、次年度評価からはより実態を測定できる指標に変更する。														

	学識経験を有する者の知見の活用	各施策ごとに検討会等を通じて学識経験を有する者の知見の活用を図っている。	SDGs目標との関係	【主な目標】 ・グリーン購入法及び環境配慮契約に基づく公共調達に取り組むことで、持続可能な公共調達の慣行を促進したものと考えられることから、主に目標12番「つくる責任つかう責任」の達成に貢献できた。 ・企業の環境経営を普及促進することで、環境負荷軽減を促進し、目標13番「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献できた。 ・金融機能を活用して、環境負荷低減のための事業への投融資を促進するほか、企業活動に環境配慮を組み込もうとする経済主体を金融面で評価・支援することにより、主に目標8番「働きがいも経済成長も」と目標9番「産業と技術革新の基盤をつくろう」の達成に貢献できた。
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	測定指標1及び2 環境省「環境産業の市場規模・雇用規模の推移」 (http://www.env.go.jp/policy/keizai_portal/B_industry/) 測定指標3 環境省「地方公共団体の取り組み状況データベース」 (https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/jirei_db.html) 測定指標4 環境省「国及び独立行政法人等における環境配慮契約の締結実績について」 (https://www.env.go.jp/content/000183513.pdf) 測定指標5 エコアクション21中央事務局「エコアクション21認証・登録制度の実施状況(2024年4月末現在)」 (https://www.ea21.jp/files/ninsho_search/ninsho.pdf) 測定指標6 21世紀金融行動原則「署名金融機関一覧」 (https://pfa21.jp/aboutus/lists)		【副次的効果が期待される目標】 ・環境に配慮した製品・サービス等や環境保全に貢献する事業活動及び環境ビジネスを促進することで、目標8番「働きがいも経済成長も」と目標9番「産業と技術革新の基盤をつくろう」の達成等を通じて、その他幅広くSDGsの各目標の達成に貢献できた。

施策名	目標8-2環境パートナーシップの形成											担当部局名	大臣官房 総合政策課 民間活動支援室					
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の、様々な主体による協働取組を通じて、互いに公平な役割分担の下、相互に連携した自主的・積極的取組が行えるよう、各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。											政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和6年8月			
達成すべき目標	各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。											政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備					
施策に関係する内閣の重要政策 （施政方針演説等のうち主なもの）	・第五次環境基本計画（第1部第2章、第2部第1章他） ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（第3章他）																	
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠					達成
		基準年度		目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度							
1環境問題の解決に向けた協働取組の推進（相談件数、対話の場作り）	2,542	R元年度	2,725	R3年度	2,725	2,715	2,715	2,500	2,725	2,725	2,725	行政のみでは環境課題を解決することが難しくなっていることや、環境課題と社会課題が密接に関係していることから、環境・経済・社会の統合的な向上を加速化させる、より多くの関係者との協働が重要であり、そのような協働取組などを推進するための相談対応や対話の場作り数を目標値とする。	○					
					2,183	2,414	2,447	2,730	—	—	—							
2地域循環共生圏形成の創造に資する活動への参加者数	160	R2年度	1,000	R3年度	160	1,000	1,500	1,500	—	—	—	環境・経済・社会の統合的向上の実現には多様な主体との協働が重要。地銀関係者など地元経済・産業界とのネットワークを構築し、これまで手薄だった企業・金融機関とのパートナーシップの強化を促進するものであり、地域循環共生圏形成の創造に資する活動への参加者数を目標値とする。	○					
					1,545	1,829	1,680	1,942	—	—	—							
達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	
(1)地球環境パートナーシップ推進経費（平成8年度）	2	0193	(5)—	—	—	(9)—	—	—	(13)—	—	—	(17)—	—	—	(17)—	—	—	
(2)—	—	—	(6)—	—	—	(10)—	—	—	(14)—	—	—	(18)—	—	—	(18)—	—	—	
(3)—	—	—	(7)—	—	—	(11)—	—	—	(15)—	—	—	(19)—	—	—	(19)—	—	—	
(4)—	—	—	(8)—	—	—	(12)—	—	—	(16)—	—	—	(20)—	—	—	(20)—	—	—	

評価結果	目標達成度の測定の結果	(各行政機関共通区分)	②目標達成			
		(判断根拠)	・環境問題の解決に向けた協働取組の推進(相談件数、対話の場作り)は、目標を達成した。 ・地域循環共生圏形成の創造に資する情報交換会への参加者数は、目標を達成した。			
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	目標は達成しているが、新型コロナが5類に移行したことにより市民活動が再開し、EPOによるステークホルダーを繋ぐ機能は今後ますます求められてくるため、必要に応じて事業の改善を検討したい。				
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 持続可能な開発目標(SDGs)のゴール17「パートナーシップで目標を達成しよう」にあるとおり、環境問題を始めとする様々な社会課題解決のため、各ステークホルダーとのパートナーシップの構築は世界的な潮流にもなっている。引き続き、様々なステークホルダーと対等なパートナーシップを構築し、環境問題解決にむけ、対話型の協働取組を推進していく。 【測定指標】 協働取組の実施状況を測るため、引き続き、環境省が設置する環境保全活動及び協働取組の拠点である「地球環境パートナーシッププラザ」及び「環境パートナーシップオフィス」における相談件数及び対話の場への参加者数を指標とする。コロナ禍で取り入れたオンラインによる相談対応等は引き続き実施するが、限られたステークホルダー間での議論においては、お互いの熱意が伝わる対面実施が効果的な場合もあるため、オンライン・対面・オンラインと対面の組み合わせなど、オンラインと対面のメリットを最大限活かした手段を用い、適切な指標を検討しながら実施してまいりたい。				
学識経験を有する者の知見の活用	施策を構成する各事業については、毎年度末に外部の有識者を交えた評価委員会を開催し、当該年度の事業の評価及び次年度事業への意見を次年度契約に反映している。	SDGs目標との関係	【主な目標】 多様な主体の協働による環境保全活動を促進するため、環境保全に関する情報の収集・提供やセミナー等の開催、関係団体と協力した普及活動の実施、協働取組のノウハウの助言等を行うとともに、EPOのネットワーク化の拠点としてGEOCの運営を行った。さらにブロック内での多様な主体による環境保全活動を促すため、環境保全に関する情報の収集・提供、行政・企業・NPOの間の交流等を促す場づくり等、各地域でのパートナーシップ促進の基盤づくりを図るEPOの運営を行った。当該取組により、目標17番「パートナーシップで目標を達成しよう」に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 様々な環境問題の解決やSDGsの推進には多様な主体による協働取組が不可欠であることから、SDGsの各目標の達成に貢献できたと思われるが、パートナーシップによる取組を促進するためにセミナーやワークショップの開催を支援したことから、特に教育への支援という観点で、目標4番「質の高い教育をみんなに」の達成に貢献できた。			
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	測定指標にはGEOC(地球環境パートナーシッププラザ)及び全EPO(環境パートナーシップオフィス)の年間の累計件数を使用。					

施策名	目標8－3環境教育・環境学習の推進											担当部局名	大臣官房 総合政策課 環境教育推進室				
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の様々な主体により、学校、家庭、地域等のあらゆる機会において、SDGs達成に貢献するESDの視点を取り入れ、生涯にわたる質の高い環境教育・環境保全活動を実践するための各種施策を総合的に推進していく。											政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和6年8月		
達成すべき目標	様々な主体を対象に、環境教育・環境保全活動への直接的・間接的な参画を促進し、これらの取組の活性化を図ることで、生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供する。											政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備				
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・第五次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定） ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 ・環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針 ・我が国における「持続可能な開発のための教育（ESD）」に関する実施計画（第2期ESD国内実施計画）																
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠					達成
		基準年度		目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度						
1教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修の受講者数	－	－	500	毎年度	200	450	450	500	500	500	500	学校・地域において環境教育・学習を実践・推進するリーダー的人材の育成状況を測定する指標となるため選定した。目標値については、令和4年度の実績を踏まえ設定した。					△
					351	458	489	397	－	－	－						
2地方ESD関連フォーラム等参加人数	－	－	5,000	毎年度	2,000	2,000	3,200	4,000	5,000	5,000	5,000	全国における地域ESD活動の普及状況を把握する指標として有効であると考えた。目標値については、令和4年度の実績を踏まえ設定した。					△
					2,180	4,711	4,918	2,808	－	－	－						
3RCE認定拠点数 ProSPER.Net加盟校数	－	－	255	令和8年度	225	230	235	240	255	－	－	国連大学が実施するESDプログラムへ拠出し、持続可能な開発のための教育に関する地域拠点（RCE）、アジア太平洋地域における環境大学院ネットワーク（ProSPER.Net）のネットワーク化を推進・強化するため、それぞれ国連加盟の各国・各地域に1箇所以上認定することを目標としており、指標として適切と考えた。					○
					228	237	243	245	－	－	－						
達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1)環境教育強化総合対策事業（平成8年度）	1	0194	(5)－	－	－	(9)－	－	－	(13)－	－	－	(17)－	－	－	(17)－	－	－
(2)「国連ESDの10年」後の環境教育推進費（平成27年度）	2	0194	(6)－	－	－	(10)－	－	－	(14)－	－	－	(18)－	－	－	(18)－	－	－
(3)国連大学拠出金（平成15年度）	3	0194	(7)－	－	－	(11)－	－	－	(15)－	－	－	(19)－	－	－	(19)－	－	－
(4)－	－	－	(8)－	－	－	(12)－	－	－	(16)－	－	－	(20)－	－	－	(20)－	－	－

評価結果		(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり	
	目標達成度の測定結果	(判断根拠)	・教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修については、下記の通り実施形態の見直しにより目標達成に至らなかったものの、録画動画の活用により各ユーザーの利便性向上が図られ、施策目標の達成には貢献しているものと判断した。 ・ESD関連フォーラム等の参加者数については、下記の通り実施したプロジェクト対象者について一部変更したため目標達成に至らなかったが、社会教育施設などとの学び合いにより、地域のESD推進拠点としての機能を高め、地域ESD拠点の活動も活性化したほか、複数でのオンライン参加・視聴等により、計測できない効果もあったことから、ESDを相当程度推進していると判断した。 ・RCE認定拠点数は、ポテンシャルのある地域の申請数が微増し、一定の進展を示した。	
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	・教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修については、事前録画方式を採用したところ、オンラインでの活用が減少し、目標達成できなかった。 ・ESD関連フォーラム等の参加者数については、実施したプロジェクトについて学校で実施した授業回数が減ったことや、対象を学校から社会教育施設との学び合いに移したことなどが要因となり、目標達成できなかった。		
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】	令和6年5月14日に閣議決定された環境教育等推進基本方針の中で、学校の教職員の負担軽減と教育の質の向上の両立を踏まえて、学校と地域のESDを実践する団体・企業等をつなぐ中間支援機能を充実させるため、「ESD活動支援センター」をはじめとする中間支援組織を活用することし、ESD活動支援センターにおける学校等からの相談対応件数(令和4年度:438件)を令和10年度に倍増を目指すことにより、ESD活動支援センターの認知度の向上と、学校と地域等を繋ぐ中間支援機能をより一層充実させることが記載された。これを踏まえ、今後はESDの普及に関する政策の指標として、ESD関連フォーラム等の参加者数ではなく、ESD活動支援センターの相談対応件数を活用することが必要だと考える。	
学識経験を有する者の知見の活用		持続可能な開発のための教育(ESD)円卓会議(令和2年12月、令和3年2月) 環境教育等推進専門家会議(平成30年1月～3月、令和5年6月～11月)	SDGs目標との関係	【主な目標】 環境保全活動や環境教育の総合的な推進による持続可能な社会作りの担い手の育成、世界各地の脱炭素化とSDGs達成に向けた政策形成・人材育成への貢献及び世界各地の推進拠点をつなぐことによるESDの促進を通じた国際機関との連携による各国のSDGs達成への貢献を通じ、目標4番「質の高い教育をみんなに」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 教育題材にSDGsの各種テーマを取り上げることで、各種目標の達成に貢献できたと思われる。特に気候変動については、各センターが設定したテーマや課題に関心を有する様々な主体が地域を越えて参加し、相互の学び合いや実践活動を通して各主体の活動の向上を図るとともに、得られた知見を活かし同様の取り組みを全国に広めていくことを目的とした「ESD for 2030学び合いプロジェクト」の実施等を通じて、目標13番「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献できた。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		—		

施策名	目 標8－4環境基本計画の効果的実施			担当部局名	大臣官房 総合政策課		
施策の概要	各主体における環境配慮の織り込みの推進や環境白書等を活用した普及啓発等を行うなど、環境基本計画の効果的な実施により、環境保全に関する施策の効果的な実施を図る。			政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和6年8月
達成すべき目標	環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進			政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備		
施策に関係する内閣の重要政策 （施政方針演説等のうち主なもの）	第五次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）						
測定指標	目 標	目 標 年 度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠				達 成
1各種調査、検討会等で得たデータや知見の第六次環境基本計画策定への活用	第六次環境基本計画の閣議決定	R6年度	・第五次環境基本計画策定（平成30年）後、約5年程度が経過した令和5年度から、中央環境審議会で第五次環境基本計画の見直し及び第六次環境基本計画の策定のための検討を行うこととしており、第六次環境基本計画（次期計画）策定のためには、様々なデータや多様な主体の意見等を幅広く取り入れる必要があるため。				○
2環境白書、英語版白書の発行及びウェブサイトのアクセス数増加	国民の環境保全意識の向上	毎年度	・環境基本法第12条の規定に基づき、環境保全等に関する年次報告書（環境白書）を作成し、毎年国会報告を行うこととしており、環境基本計画の効果的な実施のためには、国をはじめ地方公共団体、事業者、国民、NPO等の主体的な関わりが重要であり、これに向けて環境白書を広く普及し、積極的かつ自主的に取り組む契機としていくことが必要であるため。				○
3見積り方針の調整結果の取りまとめ・国会等への説明及び環境白書での公表	政府の環境保全に係る施策の全体像の把握・周知	毎年度	・環境省設置法第4条第3号に基づき、環境保全経費の見積り方針の調整を行うこととしており、この環境保全経費の取りまとめを通じ、政府の環境保全に係る施策の全体像を把握・周知することが可能となるため。				○
4環境産業の市場規模等に関する調査結果のウェブサイトおよび環境白書での公表	環境産業の市場規模等の把握・周知	毎年度	・環境産業の市場規模等を調査・推計することにより、経済・社会の現状及びグリーン化の進展状況を適切に把握するとともに、環境・経済・社会の統合的向上に貢献する産業や経済社会の方向性を見定めるため。				○

達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号		
(1)	環境行政年次 報告書作成等 経費 (昭和43年度)	2	0195	(5)	グリーン経済 の実現に向け た政策研究と 環境ビジネス 情報整備・発 信事業(平成 21年度)	4	0195	(9)	—	—	—	(13)	—	—	—
(2)	環境保全経費 見積調整費 (昭和46年度)	3	0195	(6)	—	—	—	(10)	—	—	—	(14)	—	—	—
(3)	環境統計・環 境情報の総合 的な整備推進 費 (平成22年度)	1	0195	(7)	—	—	—	(11)	—	—	—	(15)	—	—	—
(4)	環境基本計画 推進事業費 (平成7年度)	1	0195	(8)	—	—	—	(12)	—	—	—	(16)	—	—	—
評価 結果	目標達成度 合いの 測定結果	(各行政機関共通区分)			②目標達成										
		(判断根拠)			・平成30年4月に閣議決定された第五次環境基本計画の見直しの議論等のため、令和5年度は中央環境審議会総合政策部会を7回、各種団体等との意見交換会を4回開催する等、多くの意見交換を実施した。 ・環境白書、英語版白書を発行した。 ・見積りの方針の調整を行った結果を資料に取りまとめ、国会等へ説明した。 ・環境産業の市場規模等を調査・推計し、その結果を報告書にまとめて環境省Webサイト上で公表した。										
		目標達成が 出来なかつ た要因、そ の他施策の 課題等			・閣議決定した第六次環境基本計画の進捗状況の点検については、指標なども活用し、効果的な評価手法を検討する必要がある。 ・環境産業の市場規模等調査については、最新の政府の方針や環境変化等を踏まえ、過去や将来の産業の発展やその市場規模を適切に見極めて更新していく必要がある。										
	次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】 【測定指標】			【施策】環境基本計画の策定・進捗点検、環境白書の作成及び環境保全経費のとりまとめは、環境保全に関する基本的かつ根幹的な施策であり、必要不可欠であるので、引き続き、効果的な実施に努める。 【測定指標】 ・各種調査、検討会等で得たデータや知見の第六次環境基本計画策定への活用 ・環境白書、英語版白書の発行及びウェブサイトのアクセス数増加 ・見積り方針の調整結果の取りまとめ・国会等への説明及び環境白書での公表 ・環境産業の市場規模等に関する調査結果のウェブサイトおよび環境白書での公表										

	学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会総合政策部会を7回、各種団体等との意見交換会を4回開催する等、多くの意見交換を行った。	SDGs目標との関係	【主な目標】 ・中央環境審議会総合政策部会等における議論を踏まえ、第五次環境基本計画を見直し、次期環境基本計画を策定した。環境基本計画は環境政策を総合的かつ計画的に推進するものであることから、主に目標13番「気候変動に具体的な対策を」、目標14番「海の豊かさを守ろう」、目標15番「陸の豊かさを守ろう」の達成に貢献した。 ・中央環境審議会総合政策部会と各種団体等との意見交換会では、21 団体と5名の有識者に出席して意見交換を行ったほか、国民の意見募集で得られた意見等を踏まえて、中央環境審議会の議論を行ったことから、目標17番「パートナーシップで目標を達成しよう」への達成に貢献できた。
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	第五次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）		【副次的効果が期待される目標】 ・環境白書、英語版白書の発行、またそれらの普及啓発活動を通じて、目標4番「質の高い教育をみんなに」の達成に貢献できた。

施策名	目 標 8－5 環境アセスメント制度の適切な運用と改善										担当部局名	大臣官房 環境影響評価課			
施策の概要	環境に影響を及ぼすと認められる意思決定の各段階において、環境影響評価制度等を通じ、環境保全上の適切な配慮を確保する。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和 6年 8月	
達成すべき目標	環境影響評価制度に係る情報基盤の整備、技術手法の開発及び人材育成、審査体制の強化、制度の所要の見直しを講じることにより、環境影響評価制度の適切かつ効果的な運用を行う。										政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備			
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定) エネルギー基本計画(令和3年10月22日閣議決定) 規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定) 海洋基本計画(令和5年5月26日閣議決定) 第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)														
測定指標	基準値		目 標 値		年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成		
					年度ごとの実績値										
		基準年度		目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度				
1 環境影響評価法に基づく手続の実施累積件数(途中から法に基づく手続に乗り換えたものの内数)[件]	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。	－		
				716(130)	764	827	854	－	－	－					
2 環境影響評価法に係る環境大臣意見の提出累積回数[回]	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。	－		
				618	741	827	875	－	－	－					
3 環境アセスメントデータベースEADASに掲載されているレイヤ数[件]	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。	－		
				604	614	614	620	－	－	－					

施策名	目 標 8－6 環境問題に関する調査・研究・技術開発										担当部局名	大臣官房 総合政策課 環境研究技術室			
施策の概要	環境の状況の把握、問題の発見、環境負荷の把握・予測、環境変化の機構や環境影響の解明・予測、環境と経済の相互関係に関する分析、対策技術の開発など各種の調査研究・研究開発を実施するとともに、研究開発のための基盤の整備、成果の普及により環境分野の研究・技術開発を推進し、環境問題の解決や持続可能な社会の構築の基礎とする。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和 6年 8月	
達成すべき目標	環境技術の研究開発を進め、環境と経済の統合された社会の実現に寄与する。										政策体系上の 位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備			
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第6期科学技術・イノベーション基本計画(令和3年3月26日閣議決定) 第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) 統合イノベーション戦略2023(令和5年6月9日閣議決定)														
測定指標	基準値	基準年度	目 標 値	目 標 年 度	年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成		
					年度ごとの実績値										
					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度				
1 環境研究総合推進費の事後評価(5段階)で上位2段階を獲得した課題数(上位2段階の課題数／全評価対象課題数)	-	-	70%以上 (平成30年度までは60%以上)	各年度	70%以上	70%以上	70%以上	70%以上	-	-	-	環境研究総合推進費は、環境省における環境技術の研究開発の中核をなす競争的資金による予算であり、採択された個々の課題の成果を上げることが、目標達成に寄与することになる。このため、研究開発の終了時に目標の達成状況や成果の内容等を把握し、その後の研究開発発展への活用等を行うために実施している事後評価において一定の研究成果を上げることが指標としている。	○		
2 環境保全研究費補助金(イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業)の採択事業者による本事業終了後1年後における支援技術の事業化に向けた研究開発の継続割合(単位:%)	-	-	80%	各年度	-	-	80	80	80	80	80	イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業では、持続可能な社会の実現に向けた現状とのギャップを埋めるイノベーションの創出を目的とし、イノベーション創出の担い手として重要性が増すスタートアップを対象に、環境技術の研究開発・事業化の支援を行う。そこで、本事業のうち環境保全研究費補助金によって事業化支援を行ったスタートアップに対し、年度ごとに本事業終了後1年後における支援技術の事業化に向けた研究開発の継続確認を行い、本事業の成果の指標とする。	○		
					-	-	6/6 (100%)	8/8 (100%)	-	-	-				

	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】	環境研究推進費事業においては、採択された個々の課題の成果を上げることが、目標達成に寄与することになるため、引き続き、研究開発の終了時に目標の達成状況や成果の内容等を把握し、その後の研究開発発展への活用等を行うために実施している事後評価において一定の研究成果を上げることを指標とする。目標値の設定については、研究成果に対する外部有識者委員会による肯定的な事後評価(5段階中上位2段階の評価の割合)を獲得する課題数の割合について、前中期目標期間実績平均値と同程度を確保(R6年度より第5期中期目標期間となるため、前中期目標期間実績:平均93%)とする。 環境保全研究費補助金(イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業)においては支援技術の事業化を加速させるためには採択事業者が事業終了後も研究開発を継続することが重要であるため、効果的な施策を実施し、引き続き環境保全研究費補助金(イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業)の採択事業者による本事業終了後1年後における支援技術の事業化に向けた研究開発の継続割合を測定指標とする。		
学識経験を有する者の知見の活用		環境研究総合推進事業においては、外部有識者で構成される委員会等において事前・中間・事後評価を実施しており、外部有識者の意見や技術的助言等に基づいて事業を実施している。イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業においても同様に、外部有識者による事前・事後評価を実施しており、学識経験を有する者の知見の積極的な活用に努めている。	SDGs目標との関係	【主な目標】 環境研究総合推進費は、環境分野のほぼ全領域にわたる研究開発を実施している。2022年度に終了した53課題を対象に政策貢献アンケートを取ったところ、外来生物や絶滅危惧植物に関して環境政策に活用したと回答をいただいた。これにより、目標15番「陸の豊かさも守ろう」に貢献した。 イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業では独自の技術シーズを持ったスタートアップ企業に対し研究開発の支援を行った。当該取組によって目標9番「産業と技術革新の基盤をつくろう」への達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 環境研究総合推進費は、公募に際して、提案(研究課題)の採択においては、「環境研究・環境技術開発の推進戦略」で設定する研究・技術開発の課題(重点課題)の解決に貢献することを必須としている。【重点課題⑦】「気候変動の緩和策に係る研究・技術開発」に資する課題の採択・実施により、目標7番「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」に副次的に貢献した。【重点課題⑬】「生物多様性の保全に資する科学的知見の充実や対策手法の技術開発に向けた研究」に資する課題の採択・実施により、目標14番「海の豊かさを守ろう」及び目標15番「陸の豊かさも守ろう」に副次的に貢献した。【重点課題⑯】「大気・水・土壌等の環境管理・改善のための対策技術の高度化及び評価・解明に関する研究」に資する課題の採択・実施により、目標6番「安全な水とトイレを世界中に」及び目標11番「住み続けられるまちづくりを」に副次的に貢献した。 イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業では環境スタートアップ企業を対象に事業会社等が参加するピッチイベントを開催し事業機会の創出を支援した。当該取組によって、目標8番「働きがいも経済成長も」への達成に副次的に貢献できた。	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・環境研究総合推進費:事後評価の結果(独立行政法人環境再生保全機構HP) https://www.erca.go.jp/suishinhi/seika/db/search.php?research_status=ing ・環境保全研究費補助金(イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業):これまでの採択結果(一般社団法人静岡県環境資源協会) http://www.siz-kankyou.jp/hojo.html				

施策名	目標8-7 環境情報の整備と提供・広報の充実											担当部局名	大臣官房総務課環境情報室 大臣官房総務課 総務課広報室 大臣官房総合政策課					
施策の概要	環境保全施策を科学的、総合的に推進するため、環境問題に係る情報を体系的に整備し利用を図るとともに、様々なニーズに対応した情報を整備し、各主体への正確かつ適切な提供に努める。また、地球環境問題から身近な環境問題までの現状と取組について、各種媒体を通じた広報活動を行う。											政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和6年8月			
達成すべき目標	環境情報を体系的に整備するとともに、国民等への提供を行い、環境行政の各種施策を推進する基盤とする。											政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備					
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)																	
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成				
					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度							
	1	環境省ホームページへのアクセス数	環境省ホームページへのアクセス数	-	182,484,456	R8年度	172,439,440	174,113,609	175,787,779	177,461,948	179,136,117	180,810,287	182,484,456	環境省ホームページは、環境省施策や取組を国民へ広く発信するものとして整備・運用され、平成30年6月に策定された「環境省デジタル・ガバメント中長期計画」に基づくオープンデータ化の取組等の中核として期待されるシステムである。アクセス数の向上は利用者ニーズに応じた情報の提供がなされているかの評価の指標として有効である。目標値の設定は、環境省デジタル・ガバメント中長期計画の計画終了年において、平成29年度比6%増加を目標とした。	○			
	2	研修等実施回数	研修計画書に基づく研修等の実施	-	36	-	51	-	-	31	30	36	-	毎年度、環境調査研修所研修規則第二条に基づき研修計画書を策定しており、これに基づき環境行政に携わる体系的かつ専門的な人材の養成を目的とした研修を国や地方公共団体職員等に対して実施しているため。なお、令和2〜4年度は新型コロナウイルス感染予防・拡大防止の観点から集合研修を中止していたが、令和5年度から、研修受講団体のニーズも踏まえた研修内容の充実、研修の内容や目的に応じたオンライン形式の活用など様々な見直しを行い、段階的に研修を再開しているところである。	△			
達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	
(1)	環境統計・環境情報の総合的な整備推進事業(平成22年度)	1	283	(5)	諸外国における環境法制に共通的に存在する基本問題の収集分析(平成23年度)	-	188	(9)	-	-	-	(13)	-	-	-	(17)	-	-
(2)	環境調査研修所(昭和48年度)	2	187	(6)	意識変革及び行動変容につなげるナッジの横断的活用推進事業(令和3年度)	-	190	(10)	-	-	-	(14)	-	-	-	(18)	-	-
(3)	情報基盤の強化対策費(平成7年度)	1	185	(7)	-	-	-	(11)	-	-	-	(15)	-	-	-	(19)	-	-
(4)	環境保全普及推進費(平成2年度)	-	186	(8)	-	-	-	(12)	-	-	-	(16)	-	-	-	(20)	-	-

評価結果		(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり	
	目標達成度の測定結果	(判断根拠)	・環境省ホームページへのアクセス数は目標値を大幅に達成した。 ・令和5年度は、目標未達であるものの、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度以降中止していた集合研修を段階的に再開し、前年度に比べて大幅に研修等の実施回数が増加した。また、研修再開にあたっては、研修の内容や目的に応じてオンライン形式も活用することで、受講機会を拡大を図っている。	
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	・集合研修の再開にあたり、研修生の安全確保のための感染症拡大対策の検討が必要であったほか、令和2年度以降中止していた研修を再開するにあたり、最新の環境行政の重要課題を踏まえたカリキュラムの策定、講師との調整等に時間を要したため、研修等の実施回数は目標を達成できなかった。一方で、研修の目的、内容に応じてオンライン形式も積極的に活用することで、集合研修への参加が困難な対象者も含め、より多くの対象者に受講の機会を提供することができた。		
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 環境保全施策を科学的、総合的に推進するため、引き続き、国・地方公共団体等において環境行政を担当する職員等を対象に、環境行政の重要課題に関する最新の知見・技術の習得の機会を提供する。 【測定指標】 研修計画書は研修受講団体のニーズや環境行政の重要課題を踏まえて策定しており、これを実施することで研修等受講者に環境行政に係る最新の知見や技術を習得させることができるため、引き続き、研修計画書に基づき効果的な研修を実施する。		
学識経験を有する者の知見の活用	-		SDGs目標との関係	【主な目標】 幅広くSDGsの各目標の達成に貢献できたが、特に「環境行政の各種施策を推進するための基盤づくり」という観点で、目標9番「産業と技術革新の基盤をつくろう」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 環境省ホームページは、環境省施策や取組を国民へ広く発信するものとして整備・運用されているシステムであり、環境調査研修所では、国及び地方公共団体等の職員に環境行政に関する最新の知見・技術の習得の機会を提供するほか、環境省職員に対する研修を実施し、環境行政に携わる職員の資質の向上を図っており、全てのSDGs目標の達成に寄与している。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-			

施策名	目標9－1地域の脱炭素化の推進										担当部局名	大臣官房地域政策課 大臣官房地域脱炭素事業推進課 大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室			
施策の概要	・2030年度温室効果ガス排出削減目標及び2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地域脱炭素が、意欲と実現可能性が高いところからその他の地域に広がっていく「実行の脱炭素ドミノ」を起こすため、地方公共団体による脱炭素先行地域づくりや重点対策加速化事業の支援等、地域脱炭素に係る施策を総動員していく。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和6年8月	
達成すべき目標	・2050年カーボンニュートラルを2030年度までに前倒しで達成を目指す脱炭素先行地域を、2025年度までに少なくとも100か所を選定し、2030年度までに実現する。 ・脱炭素の基盤となる地域共生・裨益型再エネ、省エネ住宅、ゼロカーボンドライブなどの重点対策加速化事業を地方公共団体が複数年度にわたり複合的に実施する。 ・脱炭素化に資する事業に対する資金供給の支援を強化することにより、民間投資の一層の誘発を図る。 ・法定義務のある地方公共団体において地方公共団体実行計画を早期に策定し、それ以外の地方公共団体においても策定を促進するとともに、具体的な対策の実施の支援等を通じ脱炭素型地域づくりを推進する。										政策体系上の位置付け	9. 地域脱炭素の推進			
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	第5次環境基本計画、地球温暖化対策計画 第3章第1節2.「『地方公共団体』の基本的役割」、第3節「公的機関における取組」の「○地方公共団体の率先的取組と国による促進」、第4節「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」、第7節「地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素の推進（地域脱炭素ロードマップ）」														
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成		
		基準年度		目標年度	年度ごとの実績値										
					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度				
1 ゼロカーボンシティ表明団体の地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定率	－	一年度	100%	R12年度	－ －	－ －	－ 52%	－ 59%	－ －	－ －	－ －	法定義務のある地方公共団体は既に地方公共団体実行計画区域施策編の策定率が100％であり、それ以外の地方公共団体においても策定を促進する必要があるため。なお、区域施策編の策定については、法定義務のある地方公共団体以外は努力義務であるため、指標の測定対象は脱炭素推進への意欲を示しているゼロカーボンシティ表明自治体に限定した。	－		
2 地方公共団体実行計画（事務事業編）の地方公共団体における策定率	－	一年度	100%	R12年度	90% 90%	91% 90%	92% 90%	93% 93%	94% －	95% －	96% －	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、全ての地方公共団体は、地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定をするものと定められているため	○		
3 大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備の整備等を実施した避難所等の数（累積）	－	一年度	1,000施設	R7年度	－ 324	－ 486	－ 677	－ 822	－ －	－ －	－ －	防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日）において、令和7年度までに、大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備の整備等を実施するとしているため	－		
4 脱炭素先行地域選定数（累積）	－	一年度	少なくとも100地域	R7年度	－ －	－ －	－ 46	－ 73	－ －	－ －	－ －	脱炭素先行地域は地球温暖化対策計画及び地域脱炭素ロードマップに基づく主要施策の一つとして、2050年を待つことなく前倒しでカーボンニュートラルを目指す地域であり、2025年度までに少なくとも100か所以上選定することとしているため。	－		
5 脱炭素化支援機構が支援した事業による年間CO2排出削減量の累積合計値	－	一年度	－	－	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	（R5秋に開催予定の官民ファンド幹事会にて確定予定）	－		

	次期目標等への反映の方向性	【施策】 「施策の分析」欄に記載のとおり、各施策について目標達成に向けて順調に取組が進んでおり、引き続き取組を進める。 【測定指標】 ○測定指標5について、令和5年秋に開催された官民ファンド幹事会において設定したマイルストーン及び本政策評価の達成目標を踏まえ、令和6年度の政策評価における目標を変更する。 ○上記以外の指標については、変更の必要がないため継続する。		
学識経験を有する者の知見の活用		補助金等の選定に係る審査委員への協力、地方公共団体実行計画に関連するマニュアル・ガイド等に対する助言や地域脱炭素に関するセミナー等への講師として知見の活用を行った。	SDGs目標との関係	【主な目標】 28か所の脱炭素先行地域選定、重点対策加速化事業の支援及び、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルの内容強化・拡充等を通じて、地域主導の再生可能エネルギー導入や、脱炭素型の地域づくりを推進することに貢献した。これにより、目標7番「エネルギーをみんなに　そしてクリーンに」と目標13番「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献した。
				【副次的効果が期待される目標】 災害・停電時に公共施設へのエネルギー供給等が可能な再エネ設備等を整備することにより、地域のレジリエンス(災害等に対する強靱性の向上)と地域の脱炭素化との同時実現につながる取組への支援を行うことにより、目標11番「住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査結果(令和5年10月1日現在)(環境省)			

施策名	目 標 9－2 地域循環共生圏づくりの推進										担当部局名	大臣官房 地域政策課 地域循環共生圏室													
施策の概要	・専門人材と地域とのマッチング等の機能を持つプラットフォームの構築・充実等により地域循環共生圏の創造を強力に推進する。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和 6年 8月											
達成すべき目標	・地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の創造により、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進し、持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にしていくとともに、持続可能な社会を構築していく。										政策体系上の位置付け	9. 地域脱炭素の推進													
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第5次環境基本計画、地球温暖化対策計画 第3章「目標達成のための対策・施策」第4節「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」																								
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成											
					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度														
	1	地域循環共生圏の概念に沿った具体的な取り組みを行う地方公共団体の数	－	一年度	300団体	R12年度	－	－	－	70	103	136			169	持続可能な社会を構築していくため、地域循環共生圏づくりに取り組む自治体数を測定する必要がある、「地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」により測定する。地域循環共生圏創造に取り組む主体は必ずしも自治体だけではないが、民間の事業者が活動主体であった場合は、地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業による支援を通じて、自治体との連携を促す。	○								
達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号								
	(1)	環境で地域を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業		1	0197		(5)	－		－	－		(9)	－		－	－	(13)	－	－	－	(17)	－	－	－
	(2)	－		－	－		(6)	－		－	－		(10)	－		－	－	(14)	－	－	－	(18)	－	－	－
	(3)	－		－	－		(7)	－		－	－		(11)	－		－	－	(15)	－	－	－	(19)	－	－	－
	(4)	－		－	－		(8)	－		－	－		(12)	－		－	－	(16)	－	－	－	(20)	－	－	－

評価結果		(各行政機関共通区分)	①目標超過達成	
	目標達成度 合いの 測定結果	(判断根拠)	測定指標1における年度目標を超過達成している。	
	目標達成が 出来なかつ た要因、そ の他施策の 課題等	令和元年度から令和5年度までの「環境で地域を元気にする地域循環共生圏プラットフォーム事業」を通じて、地域循環共生圏創造のために必要な地域プラットフォーム形成のためのノウハウを蓄積し、実際に優れた事例を創出できており、目標数値も達成している。一方で、我が国全体が持続可能となることを目指し、地域循環共生圏づくりに取り組む地域数をさらに増加させるためには、地域循環共生圏に取り組むメリットをより示し、共生圏づくりの主体を増加させていくこと、また、地域循環共生圏づくりの支援ができる主体を増加させ、支援体制を強化することが必要である。このため、令和6年度からは、地域の経済社会構造に大きなインパクトを与える地域循環共生圏の事例として、火力発電所等の地域の中核となる産業の撤退に際し、持続可能な地域への移行を目指すトランジションモデルの創出、地域循環共生圏づくりの支援を行うことができる主体の育成を行う。		
	次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】 令和6年度は、地域循環共生圏づくりのノウハウ洗練、広報活動を引き続き行うとともに、地域循環共生圏づくりを支援する中間支援機能の担い手を育成することにより、地域循環共生圏の創造をさらに強力に推進する。 【測定指標】 令和5年度までの目標を大幅に超過することとなったため、令和6年度以降の目標数値を見直すこととする。		
学識経験を有する者の 知見の活用	有識者からなる審査会を設け、事業目的を達成する案件採択に対する意見等を聴取することにより、事業の適正な執行に活用した。また、有識者からなる会議を設け、地域循環共生圏の広報戦略、さらには次年度以降の事業のあり方についても議論し、地域循環共生圏の形成促進のための知見を得た。	SDGs目標との関係	【主な目標】 地域循環共生圏とは、環境・経済・社会を向上させる事業を生み出し続けることで、地域課題を解決し続け、自立した地域をつくるとともに、地域の個性を生かして地域同士が支えあうネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方である。令和5年度の「環境で地域を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業」においては、環境面のみならず経済・社会課題を統合的に解決しているモデル地域を形成し、事例を「地域循環共生圏創造のための手引き」としてまとめ、またフォーラムやセミナーで普及活動や担い手育成を行っており、主な目標としては11番「住み続けられるまちづくりを」に貢献した。	
			【副次的効果が期待される目標】 地域循環共生圏の推進は、環境・社会・経済課題の同時解決を原則の一つとしており、多くの課題に共通している原因を根本的に解決する視点を持つことを推奨してモデル事業等を実施している。地域循環共生圏の形成は各地域を持続可能にしていくことであり、すなわちローカルSDGsであることから、おおむねSDGsの目標達成全てに副次的に貢献した。	
政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報	—			

施策名	目標10－1 放射性物質により汚染された廃棄物の処理										担当部局名	環境再生・資源循環局特定廃棄物対策担当参事官室						
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法の円滑な施行等により、放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理を推進する。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和6年8月				
達成すべき目標	対策地域内廃棄物を撤去し、仮置場への搬入を完了する。最終的には、放射性物質に汚染された廃棄物を適正に処理する。										政策体系上の位置付け	10. 放射性物質による環境の汚染への対処						
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	・第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) ・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について ・「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針 ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針																	
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					達成	
					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度							
	1汚染廃棄物対策地域の指定を解除した市町村数(累積)	0市町村	H27年度	11市町村	長期的な目標	-	-	-	-	-	-	-	・汚染廃棄物対策地域内において、国による対策地域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を実施する必要がないと認められる場合、同地域の指定が解除されることとなる。同地域に含まれる当初の市町村数を長期的な目標値とし、これまでに指定解除された市町村数を実績値として記載。	－				
2対策地域内廃棄物処理・指定廃棄物処理に係る埋立処分量	0	H29年度	2.7万㎡(袋)程度	R5年度	5万㎡(袋)程度	5万㎡(袋)程度	5万㎡(袋)程度	2.7万㎡(袋)程度	-	-	-	・福島県内の特定廃棄物(対策地域内廃棄物及び指定廃棄物)の処理の進捗を示す指標として、特定廃棄物等の埋立処分事業に係る輸送計画における想定搬入量を目標値とし、また福島県内の特定廃棄物の埋立処分施設に搬入した廃棄物の袋数を実績値として記載。	○					
					52,960袋	50,412袋	48,333袋	34,323袋	-	-	-							
達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	
(1)放射性物質汚染廃棄物処理事業(平成23年度)	1,2	126	(5)-	-	-	(9)-	-	-	(13)-	-	-	(17)-	-	-				
(2)-	-	-	(6)-	-	-	(10)-	-	-	(14)-	-	-	(18)-	-	-				
(3)-	-	-	(7)-	-	-	(11)-	-	-	(15)-	-	-	(19)-	-	-				
(4)-	-	-	(8)-	-	-	(12)-	-	-	(16)-	-	-	(20)-	-	-				

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり		
		(判断根拠)	汚染廃棄物対策地域内において、国による対策地域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を実施する必要がないと認められる場合、同地域の指定が解除されることとなる。1市において同地域の指定が解除され、残る10市町村においても対策地域内廃棄物の処理を着実に進めているところ。また、福島県内の特定廃棄物については、仮設焼却施設における処理、埋立処分施設への搬入等が進んでいるところ。 なお、福島県以外の県においては、指定廃棄物の今後の処理について、地元との調整を続けている。 【進捗状況】 ①福島県においては、帰還困難区域を除く対策地域内における解体件数は、令和6年3月末時点で13,590件となっているところ。また、特定廃棄物埋立処分施設において、平成29年11月に県内の指定廃棄物及び対策地域内廃棄物の搬入が開始され、令和5年10月末に特定廃棄物の搬入を完了した。クリーンセンターふたばにおいて、令和5年6月1日に特定廃棄物の搬入を開始した。 ②福島県以外の県については、各県それぞれの状況を踏まえた対応を進めている。宮城県においては、8,000ベクレル/kg以下の汚染廃棄物の焼却等による処理を優先的に推進しており、令和6年3月末時点で石巻圏域及び黒川圏域では焼却処理が終了、仙南圏域及び大崎圏域では本格焼却を実施中である。また、栃木県においては指定廃棄物の保管農家の負担軽減のため、市町単位での暫定集約の方針に基づき、現在、県・保管市町と取組を進めており、令和4年度には日光市、那須塩原市、令和5年度には大田原市において暫定保管場所への集約が完了し、令和6年5月時点で那須町において集約に向けた準備を進めている。		
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	放射性物質に汚染された廃棄物の処理には、自治体や地元住民の理解を得ることが重要であり、丁寧な対応が必要である。			
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 放射性物質に汚染された廃棄物の処理は、原子力災害からの復興・再生に欠かせない重要な業務であり、引き続き対応すべき施策である。 【測定指標】 ・引き続き、対策地域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を進め、汚染廃棄物対策地域の指定を解除していくことが必要であるため、現行の指標を維持する。 ・引き続き、福島県内の特定廃棄物の埋立処分が必要であるため、現行の指標を維持する。			
学識経験を有する者の知見の活用	放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会		SDGs目標との関係	【主な目標】 東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理を推進した。当該取組を通じて、目標12番「つくる責任つかう責任」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理に当たって、飛散流出防止の措置、モニタリングの実施、特定廃棄物の量・運搬先等の記録等、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し、必要な措置を講じてきた。当該取組によって、目標3番「すべての人に健康と福祉を」と、目標11番「住み続けられる街づくりを」の達成に貢献できた。	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—				

施策名	目標10－2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等											担当部局名	環境再生・資源循環局 環境再生事業担当参事官室 環境再生施設整備担当参事官室				
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染等の措置等を迅速に実施する。											政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和6年8月		
達成すべき目標	東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。											政策体系上の位置付け	10. 放射性物質による環境の汚染への対処				
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	・第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) ・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について ・「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針 ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針																
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成			
					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度						
	1	除染特別地域において返地した除去土壌等の仮置場等の総数	－	－	331箇所	長期的な目標	－	－	－	－	－	－			－	「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針等に沿って設定	－
					146	172	189	234	－	－	－						
2	福島県外で発生した除去土壌の処分量	－	－	福島県外で発生した除去土壌の処分の完了	長期的な目標	－	－	－	－	－	－	－	「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針等に沿って設定	－			
				－	－	－	－	－	－	－	－						
3	中間貯蔵施設の整備、除去土壌等の輸送及び処理の推進	－	－	中間貯蔵施設の整備、除去土壌等の搬入及び処理の完了	長期的な目標	－	－	－	－	－	－	－	令和5年度の中間貯蔵施設事業の方針等に沿って設定	－			
				－	－	－	－	－	－	－	－						
達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1)	除去土壌等の適正管理・搬出等の実施(平成23年度)	1、2	0127	(5)	－	－	－	(9)	－	－	－	(13)	－	－	－	(17)	－
(2)	中間貯蔵施設の整備等(平成23年度)	3	0128	(6)	－	－	－	(10)	－	－	－	(14)	－	－	－	(18)	－
(3)	－	－	－	(7)	－	－	－	(11)	－	－	－	(15)	－	－	－	(19)	－
(4)	－	－	－	(8)	－	－	－	(12)	－	－	－	(16)	－	－	－	(20)	－

評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり			
		(判断根拠)	○ 除染に伴い発生した土壌等の仮置場等での管理については、放射性物質汚染対処特措法に基づき適切に実施している。除染特別地域においては令和6年3月末時点で12か所、福島県内の汚染状況重点調査地域では令和6年3月末時点で2か所の仮置場等において、除去土壌等の適正管理を実施している。 中間貯蔵施設への輸送などにより、保管物の搬出を終えた仮置場については、平成30年3月に公表した、仮置場等の原状回復に係るガイドラインに沿って、順次、原状回復工事等を実施している。除染特別地域においては令和6年3月末時点で234か所、福島県内の汚染状況重点調査地域では令和6年3月末時点で1,008か所の仮置場の原状回復が完了している。 さらに、「除去土壌の処分に関する検討チーム」を令和6年3月末までに9回開催し、福島県外の除去土壌の処分方法に関する議論を進めているところである。また、除去土壌の埋立処分に伴う作業員や周辺環境への影響等を確認することを目的とした実証事業を、茨城県東海村、栃木県那須町及び宮城県丸森町の3箇所を実施している(栃木県那須町については令和2年3月末に終了)。 ○「令和5年度の間中貯蔵施設事業の方針」を公表し、これに沿って事業を行っているところ。 方針の中で、輸送については「特定復興再生拠点区域等において発生した除去土壌等の搬入を進める」という定性的な目標を立てている。令和5年度は、約30万㎡の除去土壌等を中間貯蔵施設に搬入した。また、令和6年3月末までに、輸送対象物量約1,400万㎡のうち累計で約1,376万㎡の除去土壌等を搬入した。施設の整備に必要な用地取得については、累計で約1,301haの用地を取得した。これら中間貯蔵施設事業について、順調に進捗している。 県外最終処分の実現に向けては、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略戦略」及び「工程表」に沿って、有識者の御意見を頂きながら、除去土壌の減容技術の開発や再生利用の実証事業など減容・再生利用・理解醸成等の取組を着実に進めた。			
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	○引き続き、除染により生じた土壌等の適正管理や仮置場等の原状回復を行うとともに、福島県外の除去土壌の処分方法を定めるため、取組を着実に進めていくことが重要。 ○引き続き、「中間貯蔵施設事業の方針」に沿って、用地取得、施設整備や除去土壌等の輸送等を着実に進めていくことが重要。				
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	○引き続き、除染により生じた土壌等の適正管理や仮置場等の原状回復を行うとともに、福島県外の除去土壌の処分方法を定めるための取組を着実に進めていくことが必要であり、現行の指標を維持する。 ○中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入等についても、引き続き継続的な取組が必要であり、現行の指標を維持する。			【測定指標】
学識経験を有する者の知見の活用	放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会、環境回復検討会、除去土壌の処分に関する検討チーム、中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会等		SDGs目標との関係	【主な目標】 除去土壌の埋立処分に伴う作業員や周辺環境への影響等を確認することを目的とした実証事業を実施した。これらにより、目標11番「住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 福島県外の除去土壌の処分方法に関する議論を進めるとともに、中間貯蔵施設の維持管理は周辺住民の健康及び周辺の環境保全に十分配慮しつつ進めた。これらにより、目標3番「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献できた。		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—					

施策名	目標10－3 特定復興再生拠点等の整備										担当部局名	環境再生・資源循環局 環境再生事業担当参事官室 特定廃棄物対策担当参事官室						
施策の概要	福島復興再生特別措置法に基づき、市町村長が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた計画（認定特定復興再生拠点区域復興再生計画）に沿って、特定復興再生拠点区域の復興及び再生の推進に必要な除染や廃棄物の処理事業を実施する。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和6年8月				
達成すべき目標	帰還困難区域の復興・再生のため、福島復興再生特別措置法に基づき、市町村が定める帰還困難区域内に避難指示を解除し、帰還者等の居住を可能とすることを旨とする「特定復興再生拠点区域」の復興及び再生を推進する。										政策体系上の位置付け	10. 放射性物質による環境の汚染への対処						
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・第五次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定） ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針 ・福島復興再生基本方針 ・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について ・「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針 ・経済財政運営と改革の基本方針2022																	
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成				
					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度							
	1	特定復興再生拠点区域において避難指示解除（全域）に必要な範囲の除染が完了した町村数（累計）	0	H29年度	6	R5年度	0	0	3	6	－	－			－	各自治体の認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に沿って、除染に係る進捗状況を踏まえて記載。	○	
2	特定復興再生拠点区域における解体工事完了町村数（累計）	0	H29年度	6	長期的な目標	－	－	－	－	－	－	－	各自治体の認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に沿って、廃棄物の処理に係る進捗状況や解体申請の受付期間を踏まえて記載。	－				
						1	1	2	2	－	－	－						
達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	
(1)	特定復興再生拠点整備事業（平成29年度）	1.2	0129	(5)	－	－	－	(9)	－	－	－	(13)	－	－	－	(17)	－	－
(2)	－	－	－	(6)	－	－	－	(10)	－	－	－	(14)	－	－	－	(18)	－	－
(3)	－	－	－	(7)	－	－	－	(11)	－	－	－	(15)	－	－	－	(19)	－	－
(4)	－	－	－	(8)	－	－	－	(12)	－	－	－	(16)	－	－	－	(20)	－	－

評価結果		(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり		
	目標達成度の測定結果	(判断根拠)	平成30年5月までに、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村の特定復興再生拠点区域復興再生計画が認定され、これに沿って、平成30年11月までに、自治体や関係省庁と連携しながら、6町村全てで除染・家屋等の解体工事を開始したところ。令和4年度においては、双葉町、大熊町、浪江町、葛尾村、令和5年度には富岡町、飯館村の避難指示解除がなされ、6町村全ての特定復興再生拠点で避難指示解除がなされた。他方、引き続きフォローアップ除染等を行い、地元住民の安心・安全の確保をはかることが必要。 なお、特定復興再生拠点区域における解体工事については、令和2年度に葛尾村で、令和4年度に飯館村で、解体工事が完了した。残り4町においても着実に取組を進めているところ。		
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	引き続き、特定復興再生拠点区域の計画に沿って、関係省庁や関係自治体と連携しながら、除染・家屋等の解体を着実に進めていくことが重要。			
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	特定復興再生拠点区域の計画に沿って、関係省庁や関係自治体と連携しながら、特定復興再生拠点区域において新たに除染の同意や家屋等の解体申請が得られたところへの対応を継続するとともに、引き続き必要なフォローアップ除染等を行い、地元住民の安心・安全の確保をはかることが必要。		
		【測定指標】			
学識経験を有する者の知見の活用	―		SDGs目標との関係	【主な目標】 将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除して居住を可能とするものとして定められる区域である特定復興再生拠点区域において、避難指示解除に必要な除染や家屋等の解体を行い、6町村すべての特定復興再生拠点区域で避難指示解除がなされた。また、特定復興再生拠点区域外において、避難指示を解除して住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指す区域である特定帰還気居住区域については、昨年計画が認定された大熊町、双葉町において除染や家屋等の解体に着手している。当該事業により、目標11番「住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献できた。	
				【副次的効果が期待される目標】 特定復興再生拠点区域や特定帰還居住区域において、除染や家屋等の解体を行うことにより、福島の住民が、健康上の懸念をはじめとする生活環境上の様々な不安から解放され、確かな安全と安心を実感しながら福島で暮らし、また、次世代を担う子供を安心して生み、育てることができる生活環境を実現することに貢献した。これらにより、目標3番「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献できた。	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	―				

施策名	目 標10－4放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策										担当部局名	環境保健部 放射線健康管理担当参事官室				
施策の概要	東京電力福島第一原発事故を受け、福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金を交付するなど、原子力被災者の健康の確保に必要な事業を中長期的に実施する体制整備を支援した。さらに、原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価、人材育成、リスクコミュニケーションの推進等、国として実施すべき事業を行う。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和6年8月		
達成すべき目標	原子力被災者の健康確保、健康不安の解消										政策体系上の位置付け	10. 放射性物質による環境の汚染への対処				
施策に関係する内閣の重要政策 （施政方針演説等のうち主なもの）	・第五次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定） ・「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について ・福島復興再生特別措置法及び同法に基づく福島復興再生基本方針 ・東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律及び同法に基づく基本方針															
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠				達成
		基準年度		目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度					
1研究の採択等件数 （被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究）	15	H24年度	20	－	20	20	20	20	20	20	－	被災者の健康管理、不安対策のため求められる研究課題について、毎年度採択された研究が着実に成果を挙げることで、政策に必要な知見を得ることとし、研究の採択件数を測定指標として選定する。毎年度の目標を20件と設定する。				○
					27	27	33	35	－	－	－					
2受講者満足度（％） （保健医療福祉等関係者研修会、専門家派遣平均）	83	R2年度	80	－	80	80	80	80	80	80	－	地域の住民が抱える放射線の健康不安に身近で対応する自治体職員や放射線相談員に対して、研修会の開催や専門家の派遣等を行う事業である。これが効果的・効率的な事業となっているかを測定する指標として、受講者満足度を選定する。目標値は過去の実績を踏まえて80%以上と設定する。				○
					83	92	99	98	－	－	－					
3受講者満足度（％） （住民セミナー、車座意見交換会平均）	98	R2年度	80	－	80	80	80	80	80	80	－	地域の住民が抱える放射線に対する健康不安等に対し、自治体だけでは対応が難しい住民セミナーや車座意見交換会の場を通じて、リスクコミュニケーションをきめ細やかに実施している。これが効果的・効率的な事業となっているかを測定する指標として、受講者満足度を選定する。目標値は、過去の実績を踏まえて80%以上と設定する。				○
					98	98	97	99	－	－	－					
4「東京電力福島第一原子力発電所事故の被災地における、次世代以降の人（将来生まれてくる子や孫など）への放射線による健康影響について、起こる可能性が高い」と思っている人の割合（％） （全国アンケート調査）	40	R2年度	20	R7年度	40	－	－	－	－	20	－	原子放射線の影響に関する国連科学委員会(UNSCEAR)の2020/2021報告書において、「放射線被ばくが直接の原因となるような将来的な健康影響は見られそうにない」とされている。一方で、日本国内のアンケート調査では、原発事故による次世代への健康影響が高いと認識している人の割合が約40%という結果がでている。この認識は、被災地の人たちへの差別・偏見にもつながりかねないことから、誰一人取り残さない社会の実現に向け、その割合を2025年に半減させる目標を設定する。				－
					41.2	40.4	46.8	37.3	－	－	－					

測定指標			基準		目標		施策の進捗状況(目標)								測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠								達成													
							施策の進捗状況(実績)																													
			基準年度		目標年度		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																							
5			福島県「県民健康調査」の進捗		—		H26年度		福島県「県民健康調査」の着実な実施		—		「県民健康調査」の円滑な実施のための支援		「県民健康調査」の円滑な実施のための支援		「県民健康調査」の円滑な実施のための支援		「県民健康調査」の円滑な実施のための支援		「県民健康調査」の円滑な実施のための支援		「県民健康調査」の円滑な実施のための支援		東京電力福島第一原発事故により、周辺地域住民の被ばく線量の把握や、放射線の影響を考慮した健康管理の重要性が指摘されている。福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため平成23年度から福島県が創設した「福島県県民健康管理基金」に交付金(782億円)を拠出しており、国として継続して県民健康調査が円滑に行われるよう、福島県に必要な支援を行っていく必要があることから指標として選定。								○			
							福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施		「県民健康調査」に係る支援として、放射線の健康影響に関する研究調査事業者やリスクコミュニケーションを実施。		「県民健康調査」に係る支援として、放射線の健康影響に関する研究調査事業者やリスクコミュニケーションを実施。		「県民健康調査」に係る支援として、放射線の健康影響に関する研究調査事業者やリスクコミュニケーションを実施。甲状腺検査対象者のピアサポート体制を準備。		—		—		—																	
達成手段(開始年度)			関連する指標		行政事業レビュー事業番号		達成手段(開始年度)			関連する指標		行政事業レビュー事業番号		達成手段(開始年度)			関連する指標		行政事業レビュー事業番号		達成手段(開始年度)			関連する指標		行政事業レビュー事業番号		達成手段(開始年度)			関連する指標		行政事業レビュー事業番号			
(1)			原子力被災者に対する健康管理・健康調査(平成23年度)		1,2,3,4,5		199		(5)			—		—		—		(9)			—		—		—		(13)			—		—		—		
(2)			—		—		—		(6)			—		—		—		(10)			—		—		—		(14)			—		—		—		
(3)			—		—		—		(7)			—		—		—		(11)			—		—		—		(15)			—		—		—		
(4)			—		—		—		(8)			—		—		—		(12)			—		—		—		(16)			—		—		—		

評価結果	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価、人材育成、リスクコミュニケーションの推進等の国として実施すべき事業を行った。また、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議 中間取りまとめ」を受けた「環境省における当面の施策の方向性」を踏まえた対応を行う必要があることも踏まえ、測定指標ごとに以下のとおり課題を整理した。 ①事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進、福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握について引き続き実施する必要がある。 ②③リスクコミュニケーション事業の継続・充実について、令和4年から令和5年春に特定復興再生拠点区域の避難指示が順次解除されることから相談等の増加が予想されるため、健康不安の解消にあたる相談員への支援体制の強化を図る必要がある。また、相談者と双方向のリスクコミュニケーションを継続していく必要がある。 ④事故後の放射線の健康影響に関する風評払拭と差別・偏見のない社会の実現するため、調査で明らかになった、健康影響への誤解が多い層への情報発信に加え、福島県にゆかりのある方からの情報の信頼度が高い点を踏まえた、福島県民が自ら情報発信を行う施策を展開するなど、情報の受け手の特性にあわせた広報を継続していく必要がある。 ⑤福島県の県民健康調査について、引き続き福島県等関係自治体や関係機関と緊密に連携し状況を把握する必要がある。また、甲状腺検査の結果がんが見つかった対象者へのこころのサポート体制も引き続き構築する必要がある。		
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】	上記の成果と課題の整理ができたことを踏まえ、これを継続して実施する。 ①研究の採択等件数(被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究)、②受講者満足度(%) (保健医療福祉等関係者研修会、専門家派遣平均)、③受講者満足度(%) (住民セミナー、車座意見交換会平均)、④「東京電力福島第一原子力発電所事故の被災地における、次世代以降の人(将来生まれてくる子や孫など)への放射線による健康影響について、起こる可能性が高い」と思っている人の割合(%)、⑤福島県「県民健康調査」の進捗、については、引き続き同様の指標を用いる。	
学識経験を有する者の知見の活用	有識者から、各研究課題の学術的意義や、成果の社会還元の視点で助言を得た。この助言を参考にして研究課題の採択や評価を実施した。		SDGs目標との関係	【主な目標】 「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議の中間とりまとめを踏まえた環境省における当面の施策の方向性」に基づき、事故初期における被曝線量の把握・評価の推進、福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握、福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実、リスクコミュニケーション事業の継続・充実に取り組んだ。当該取組を通じて、目標3番「全ての人に健康と福祉を」、10番「人や国の不平等をなくそう」における差別的な慣行の撤廃、11番「住み続けられるまちづくりを」における総合的な災害リスク管理の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実支援において、自分の意思で検査を受けるか受けないかの選択をできるよう任意性の担保に取り組んだ。当該取組により、目標16番「平和と公正をすべての人に」における非差別的な政策の推進に貢献できた。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	測定指標②、③: 令和2年度および令和3年度「放射線健康管理・健康不安対策事業(福島県内における放射線に係る健康影響等)に関するリスクコミュニケーション事業」委託業務報告書」別添(環境省)			